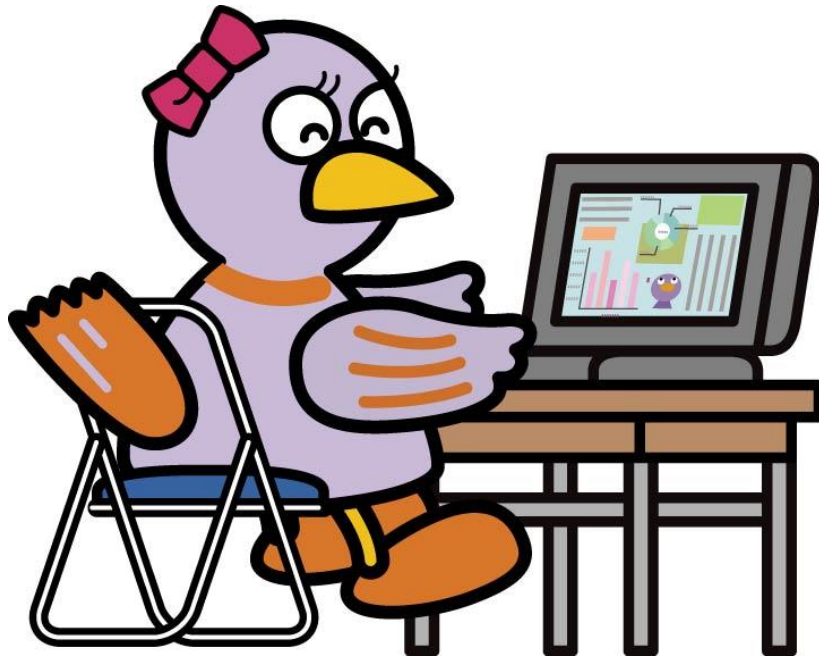


平成25年度決算

市町村財政のすがた



埼玉県のマスコット コバトン

埼玉県企画財政部市町村課

平成27年6月

目 次

第1編 普通会計

1	決算規模・決算収支	1
2	歳入	
(1)	歳入構造	4
(2)	自主財源と依存財源	7
(3)	市町村税額の状況	8
(4)	地方交付税額の状況	11
3	歳出	
(1)	歳出構造	12
(2)	性質別決算額の推移	17
(3)	目的別決算額の推移	19
4	財政指標	
(1)	経常収支比率	23
(2)	義務的経費比率	25
(3)	公債費負担比率	27
(4)	健全化判断比率	29
(5)	財政力指数	32
5	将来にわたる財政負担の状況	
(1)	地方債現在高	34
(2)	積立基金	35
(3)	将来にわたる財政負担	36

第2編 公営企業

1	地方公営企業の事業数	37
2	決算規模の推移	37
3	他会計繰入金の推移	38
4	経営状況	39
5	主要事業の経営指標	40

※本資料における計数については、それぞれ表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が合わない場合があります。

※「第1編 普通会計」における全国値は、市町村決算の単純合算値または単純平均値で、東京都特別区、一部事務組合等を含めていません。

第1編 普通会計

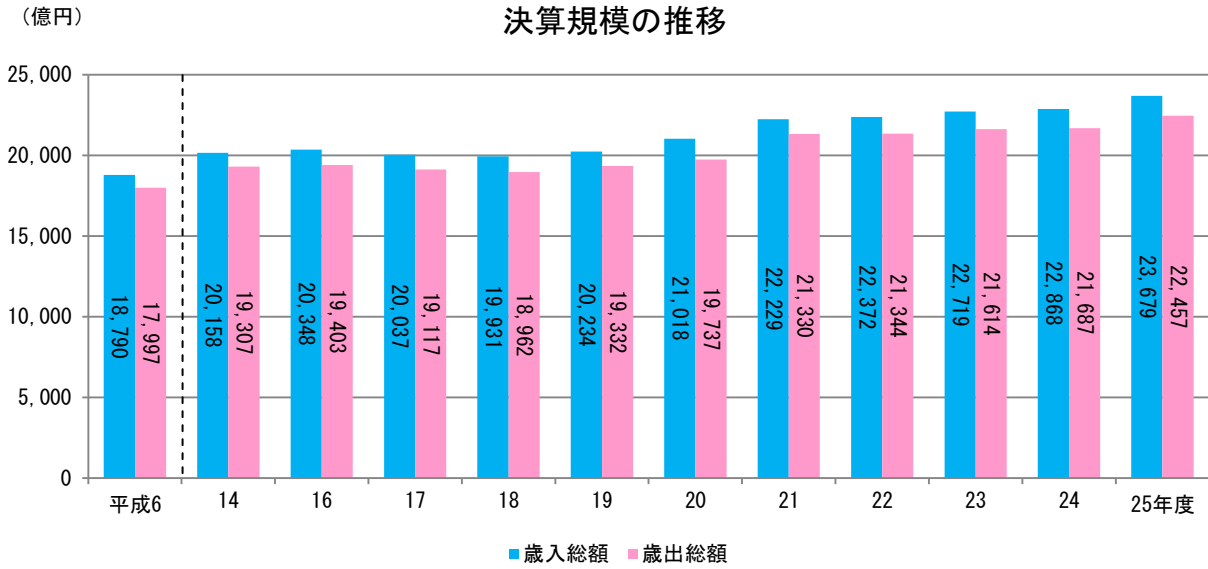
1 決算規模・決算収支

【決算規模】

歳入 2兆3,679.4億円（対前年度 +811.8億円、+3.5%）

歳出 2兆2,457.0億円（対前年度 +770.0億円、+3.6%）

歳入、歳出ともに増加し、決算規模は過去最大となりました。

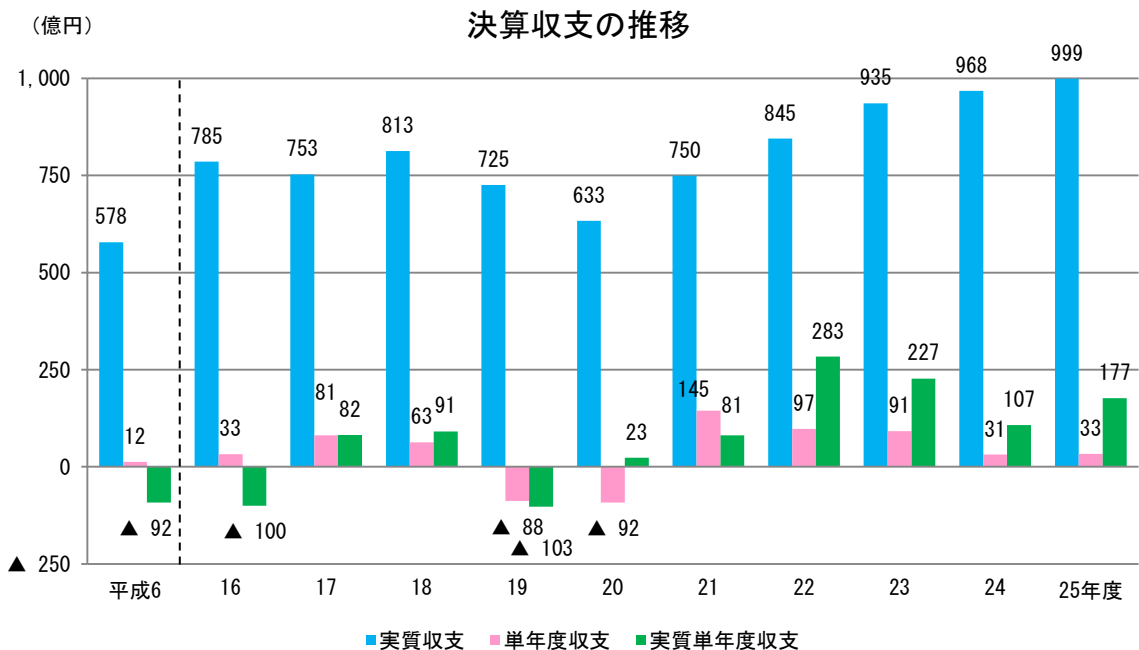


【決算収支】

実質収支 999.0億円となり、昭和52年度以降37年連続して全市町村が黒字となりました。

単年度収支 32.8億円となり、5年連続で黒字となりました。

実質単年度収支 176.5億円となり、6年連続で黒字となりました。



平成25年度 市町村別普通会計決算収支の状況

(単位：億円)

市町村名	歳入総額	歳出総額	形式収支	実質収支	単年度収支	実質単年度収支
1 さいたま市	4,488.4	4,335.0	153.4	60.9	16.0	65.4
2 川越市	1,076.1	1,026.2	49.9	48.5	10.7	25.9
3 熊谷市	638.4	590.7	47.7	44.0	6.4	7.9
4 川口市	2,192.4	2,034.8	157.6	151.1	▲ 31.2	▲ 5.9
5 行田市	272.6	254.6	18.0	14.3	▲ 0.9	0.2
6 秩父市	293.2	275.5	17.7	15.0	4.0	3.7
7 所沢市	915.1	873.1	42.0	37.2	12.1	12.1
8 飯能市	284.3	266.5	17.8	16.3	2.6	6.9
9 加須市	415.6	384.2	31.4	23.1	▲ 0.4	4.9
10 本庄市	298.9	274.0	24.8	23.8	3.9	9.2
11 東松山市	297.9	278.3	19.6	12.3	0.9	0.4
12 春日部市	681.0	653.3	27.8	25.1	▲ 1.0	6.4
13 狭山市	460.9	436.0	24.8	22.4	▲ 2.5	▲ 0.1
14 羽生市	212.8	199.5	13.2	12.1	▲ 0.5	▲ 4.0
15 鴻巣市	393.8	372.3	21.5	19.6	5.6	6.7
16 深谷市	518.2	475.2	43.0	34.1	2.3	6.5
17 上尾市	589.7	567.5	22.1	20.8	3.3	3.3
18 草加市	712.5	663.9	48.6	43.8	8.0	13.4
19 越谷市	943.3	899.6	43.7	43.0	▲ 2.3	▲ 3.1
20 蕨市	240.0	227.3	12.7	12.6	2.5	2.5
21 戸田市	519.2	492.0	27.2	20.0	▲ 6.4	▲ 5.0
22 入間市	407.7	391.7	16.0	13.6	3.1	12.3
23 朝霞市	369.7	355.5	14.2	13.2	3.1	0.1
24 志木市	232.7	218.4	14.3	12.3	▲ 0.5	▲ 6.0
25 和光市	235.4	222.6	12.8	10.8	▲ 1.4	▲ 1.4
26 新座市	543.2	520.1	23.1	15.9	1.6	▲ 5.1
27 桶川市	215.0	207.2	7.7	5.7	▲ 1.1	▲ 4.6
28 久喜市	473.2	452.4	20.8	16.9	▲ 1.2	2.2
29 北本市	224.6	214.7	9.9	8.2	0.1	3.5
30 八潮市	305.2	288.8	16.4	15.3	0.0	▲ 0.7
31 富士見市	321.4	307.5	13.9	6.7	▲ 6.8	▲ 8.8
32 三郷市	459.5	431.4	28.1	26.3	3.3	5.6
33 蓮田市	183.9	170.2	13.8	7.1	1.3	2.7
34 坂戸市	312.4	300.4	12.0	11.7	0.8	8.0
35 幸手市	167.2	154.2	13.0	11.7	1.1	1.7
36 鶴ヶ島市	216.5	205.6	10.9	9.8	1.0	2.9
37 日高市	185.4	174.2	11.2	8.7	0.5	1.6
38 吉川市	192.2	185.9	6.3	6.2	▲ 1.1	3.5

(単位：億円)

市 町 村 名	歳 入 総 額	歳 出 総 額	形 式 収 支	実 質 収 支	単 年 度 収 支	実 質 単 年 度 収 支
39 ふじみ野市	356.3	341.4	14.9	12.4	▲ 2.2	10.1
40 白 岡 市	129.9	124.3	5.6	5.4	▲ 0.3	0.2
市 計	21,975.3	20,845.9	1,129.4	918.0	34.3	185.0
41 伊 奈 町	106.0	99.7	6.3	6.2	▲ 1.0	0.0
42 三 芳 町	124.9	119.1	5.9	5.6	▲ 2.0	1.1
43 毛 呂 山 町	108.5	104.9	3.6	2.6	▲ 0.9	0.4
44 越 生 町	42.0	39.6	2.4	2.0	▲ 0.0	▲ 0.3
45 滑 川 町	59.7	55.3	4.5	3.9	0.4	▲ 0.6
46 嵐 山 町	62.8	59.5	3.3	3.2	1.0	1.8
47 小 川 町	99.0	94.7	4.3	3.9	0.4	▲ 2.1
48 川 島 町	67.2	63.6	3.6	2.6	▲ 0.3	1.5
49 吉 見 町	67.1	62.5	4.6	4.1	0.4	2.6
50 鳩 山 町	68.8	67.1	1.6	1.0	▲ 0.1	▲ 1.2
51 ときがわ町	58.3	55.5	2.7	2.6	0.5	0.5
52 横 瀬 町	34.4	32.0	2.4	1.9	▲ 0.5	0.3
53 皆 野 町	42.5	40.5	2.0	1.0	▲ 0.2	▲ 0.2
54 長 瀬 町	33.1	31.2	1.9	1.8	0.3	▲ 0.1
55 小 鹿 野 町	67.8	62.7	5.1	4.7	▲ 0.3	▲ 0.1
56 東 秩 父 村	25.7	23.7	2.0	1.5	0.1	1.0
57 美 里 町	54.1	49.6	4.5	3.7	▲ 0.1	▲ 3.8
58 神 川 町	63.2	58.3	4.9	4.2	0.2	▲ 3.4
59 上 里 町	107.5	101.4	6.1	5.7	▲ 0.5	▲ 2.7
60 寄 居 町	108.3	102.7	5.6	5.3	0.7	0.1
61 宮 代 町	93.9	89.3	4.6	4.1	1.5	1.5
62 杉 戸 町	121.8	115.7	6.1	4.3	▲ 1.0	▲ 5.1
63 松 伏 町	87.5	82.5	5.1	4.9	▲ 0.3	0.2
町 村 計	1,704.1	1,611.2	92.9	81.0	▲ 1.5	▲ 8.5
県 計	23,679.4	22,457.1	1,222.3	999.0	32.8	176.5

一用語解説一

普通会計

市町村などの地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分整理されていますが、各団体の特別会計の区分は画一ではありません。そのため、団体間や時系列での比較ができるように、一般会計とその他一般行政部門の特別会計を合わせて、普通会計として統計上整理しています。

形式収支

歳入から歳出を差し引いた額をいいます。

実質収支

その年度の決算で、収支が赤字か黒字かを見るための指標で、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源（事業の繰越によって翌年度に確保すべき財源など）を差し引いた額をいいます。

単年度収支

実質収支はその年度以前の累積された収支が含まれているため、その部分を除いたその年度だけの収支の結果をいいます。

実質単年度収支

単年度収支から実質的な黒字要素や赤字要素を除いたもので、これらの要素がなかったと仮定した場合、単年度収支がどうなったのかを見るものです。実際の算定は、単年度収支に、財政調整基金に積み立てた額と地方債を繰上償還した額を黒字要素として加え、財政調整基金を取り崩した額を赤字要素として差し引いた額となります。

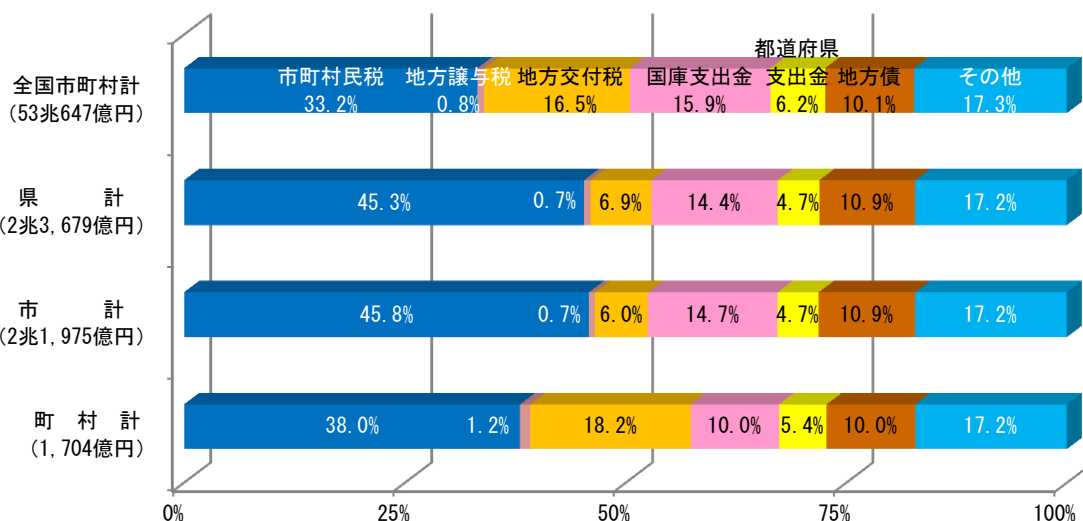
2 歳入

(1) 歳入構造

平成25年度の歳入は、2兆3,679億4千万円で、前年度に対して811.8億円(+3.6%)の増加となりました。

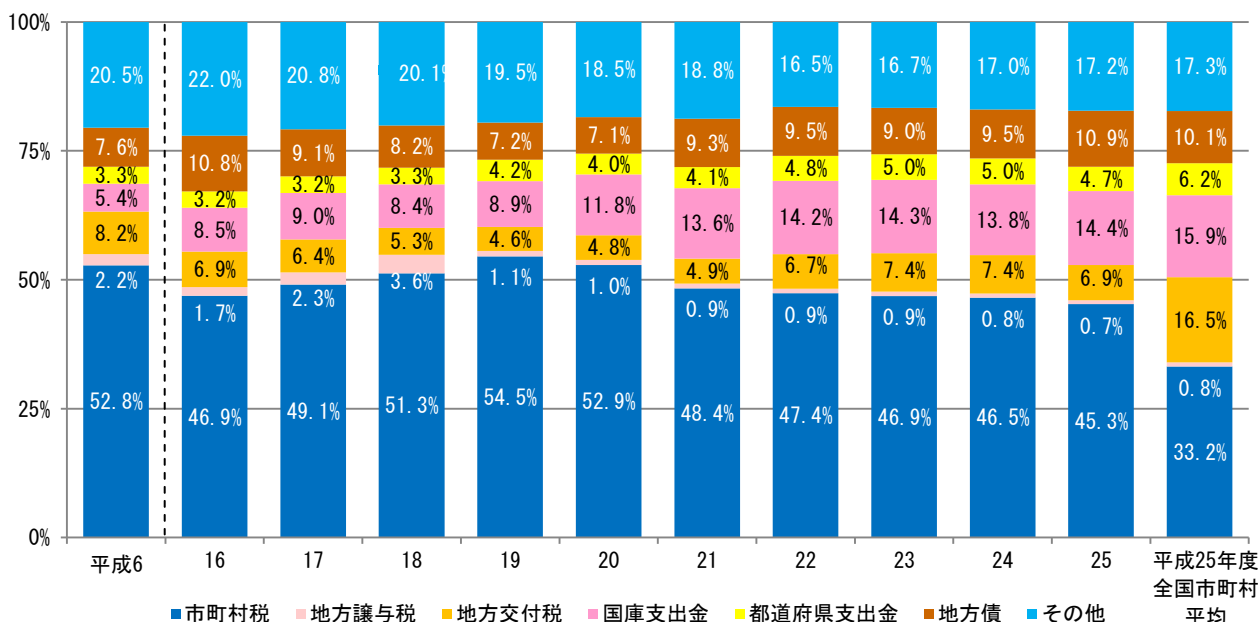
歳入に占める割合は、多い方から市町村税(45.3%)、国庫支出金(14.4%)、地方債(10.9%)、地方交付税(6.9%)の順となっています。

歳入決算の構造



歳入決算構成比の推移

【参考】



一用語解説一

地方税（市町村税）

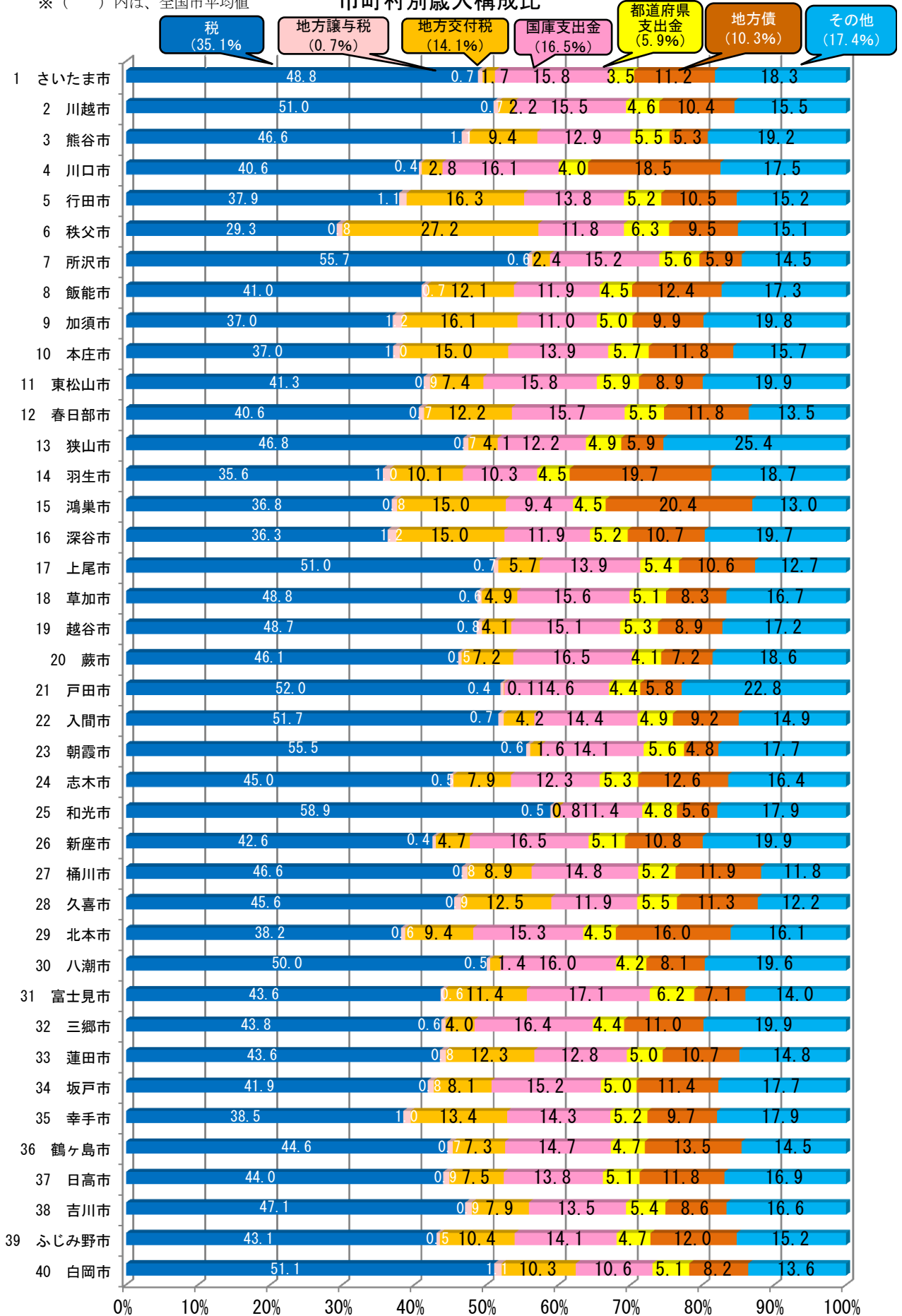
地方公共団体が仕事を進めていくために根本になる財源で、その地域に暮らし、活動し、消費している個人や法人が負担しているものです。地方税には都道府県が課税する都道府県税と市町村が課税する市町村税があります。

地方債

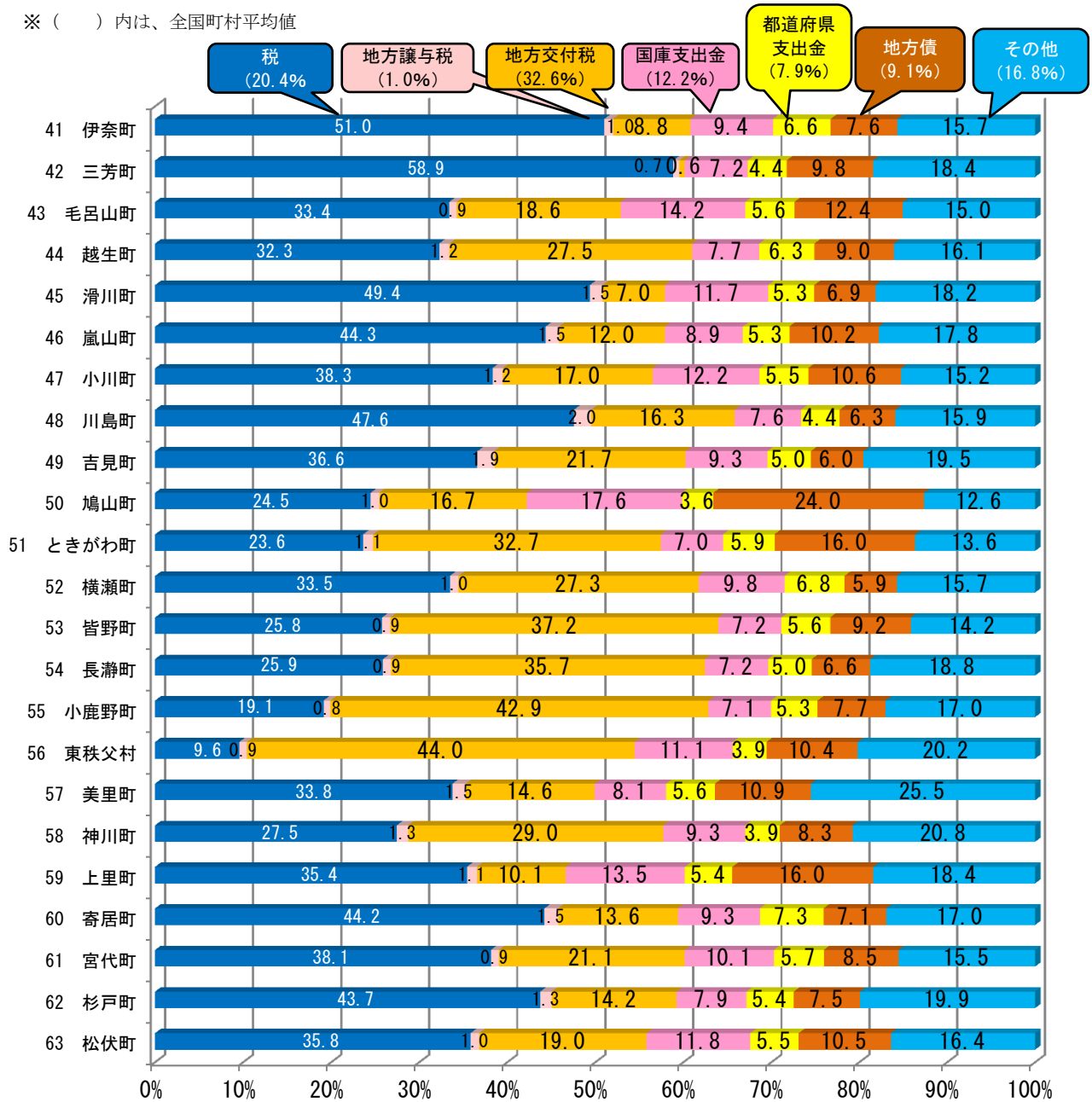
地方公共団体が、必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が単年度でなく、複数年度にわたり行われるものです。

※ () 内は、全国市平均値

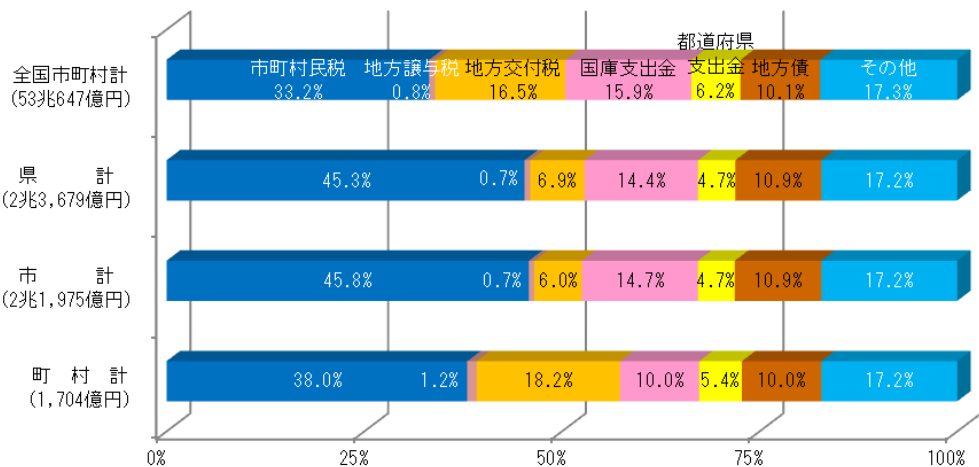
市町村別歳入構成比



※ () 内は、全国町村平均値



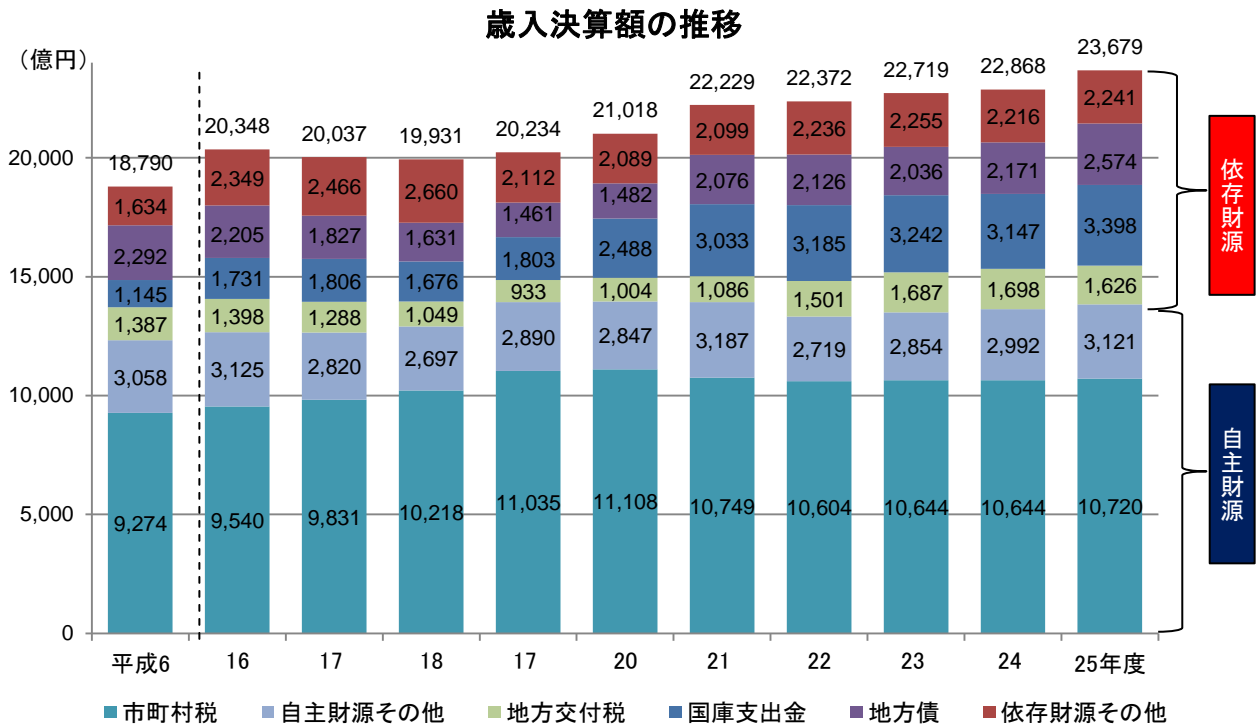
【再掲】 歳入決算の構造



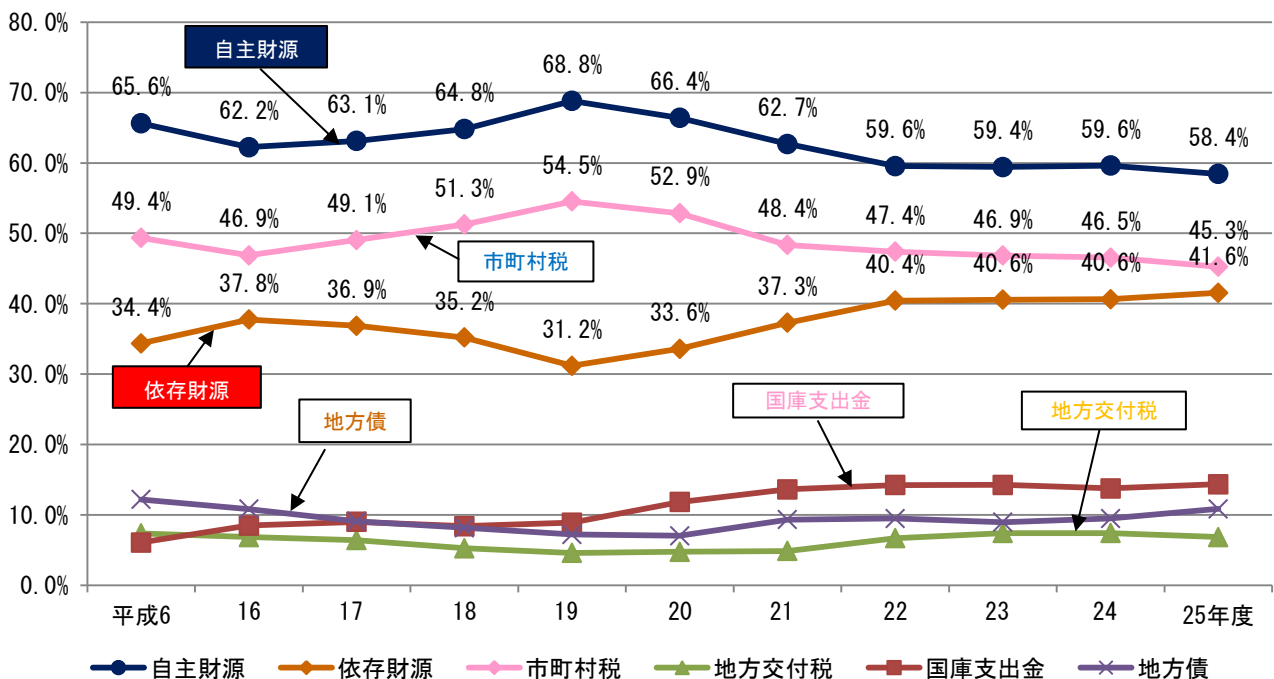
(2) 自主財源と依存財源

市町村の財源は、自主財源（市町村税など自主的に収入する財源）と依存財源（地方交付税など、国又は都道府県から交付される収入）に分けられ、自主財源の多寡は市町村の財政運営の自主性、安定性に影響を与えます。

自主財源が財源全体に占める割合は、58.4%となりましたが、近年、生活保護負担金などの国庫支出金や地方交付税が増加しており、依存財源の割合は上昇傾向にあります。

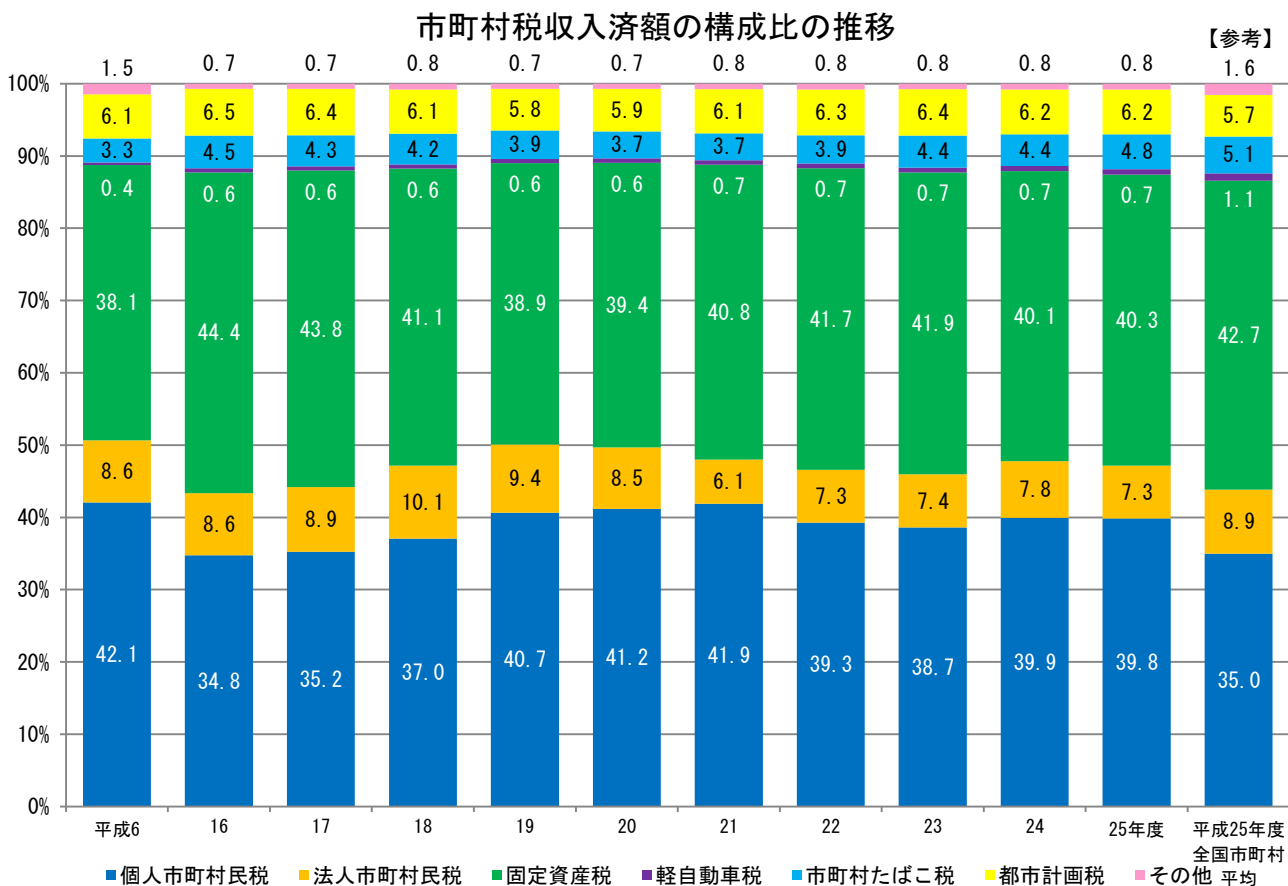
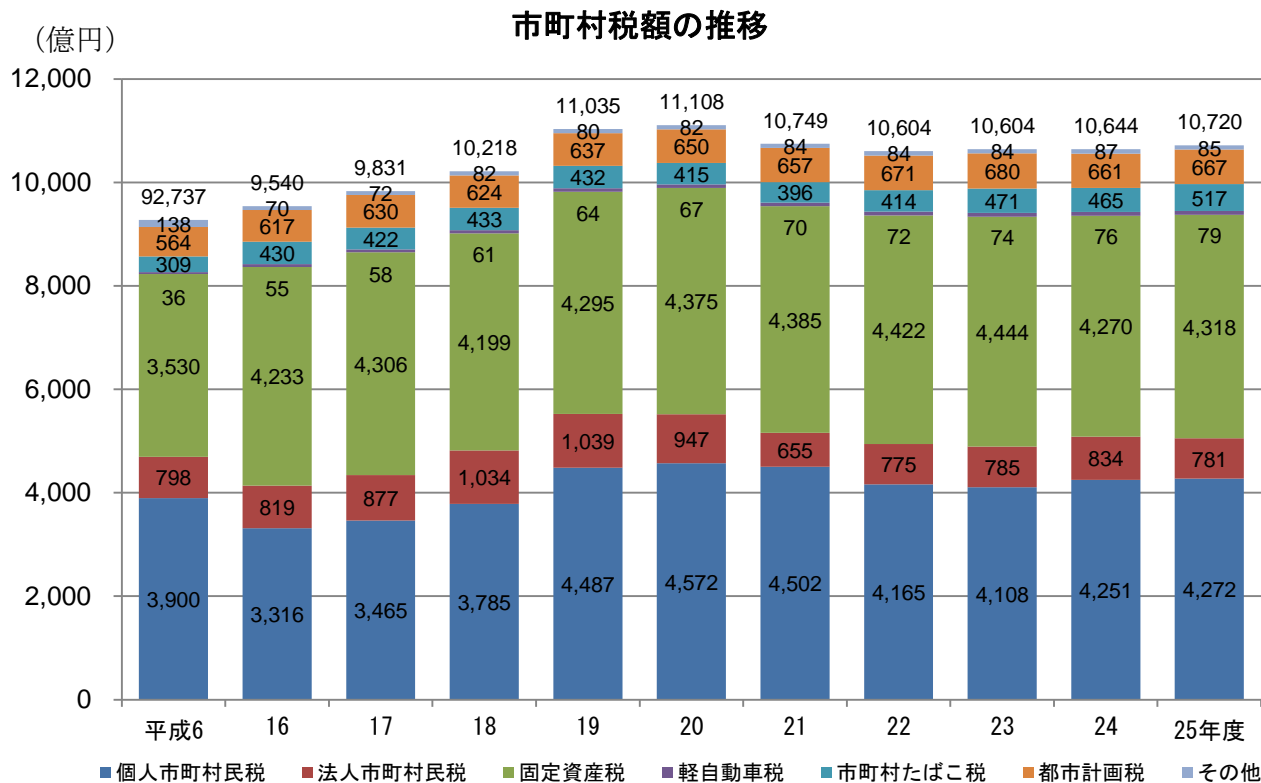


自主財源・依存財源の割合の推移



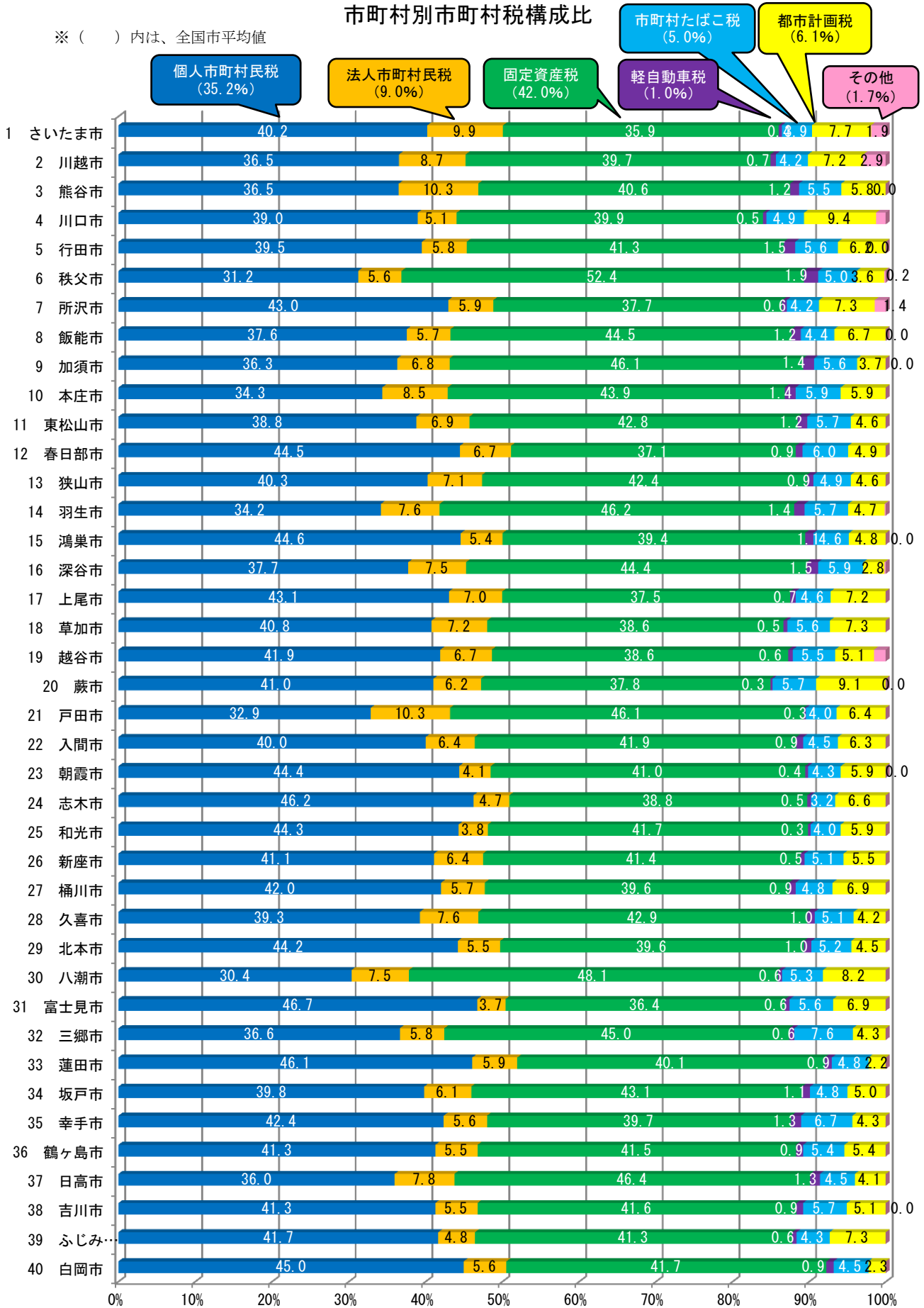
(3) 市町村税額の状況

平成25年度の市町村税額は、10,719.6億円で、前年度に対して75.7億円(+0.7%)増加しました。

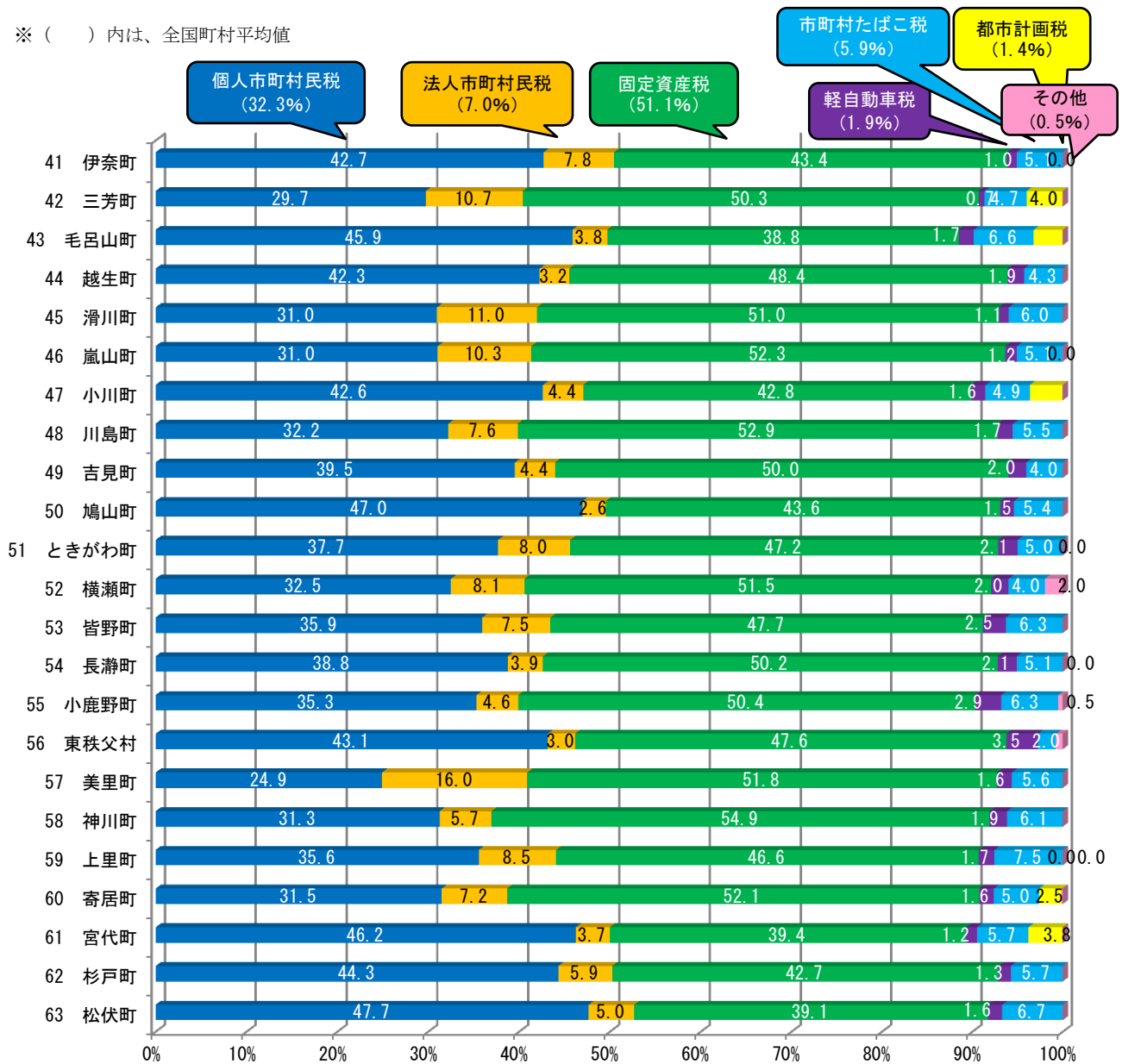


市町村別市町村税構成比

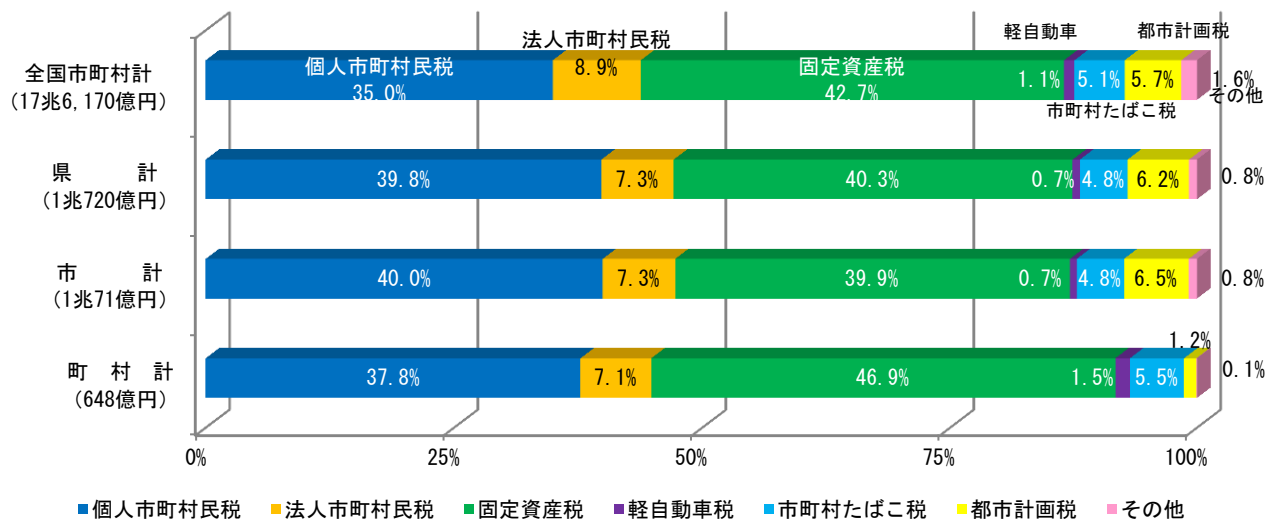
※ () 内は、全国市平均値



※ () 内は、全国町村平均値



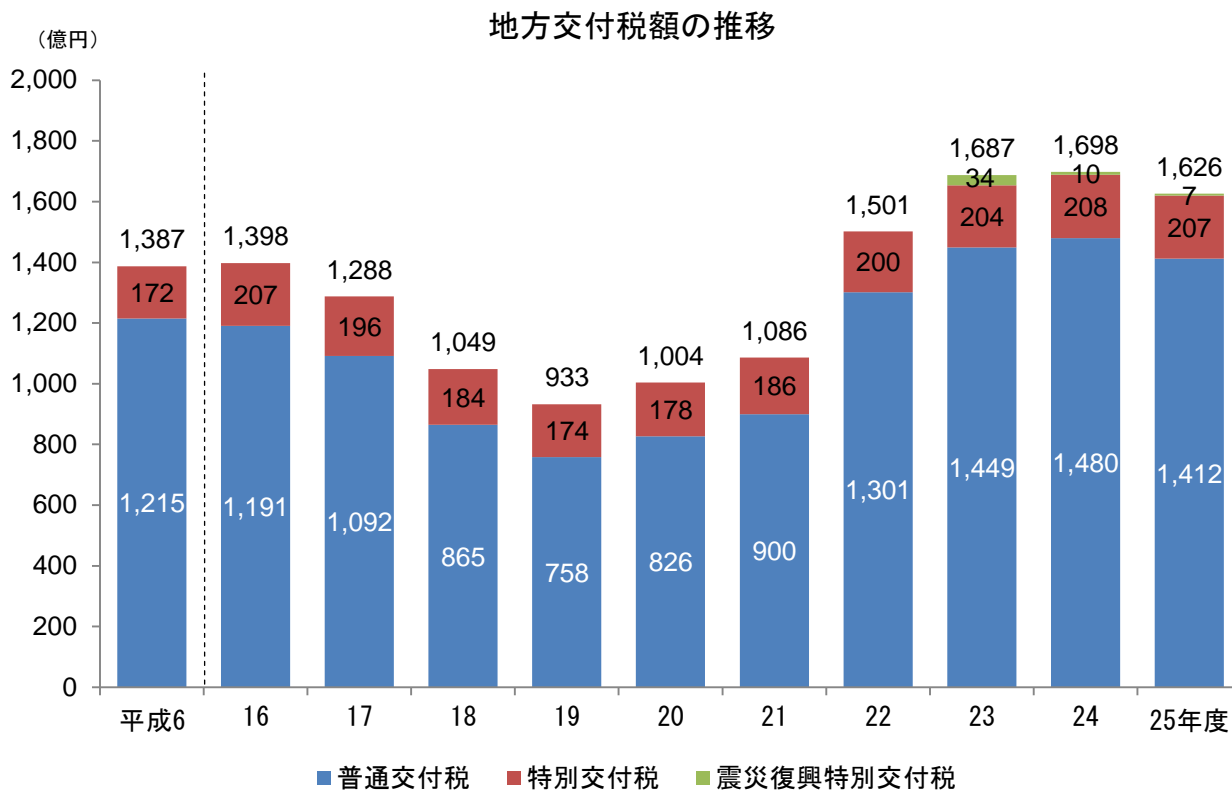
市町村税額の構造



(4) 地方交付税額の状況

平成 25 年度の地方交付税は、1,626.1 億円で、前年度に対して 71.7 億円（▲4.2%）減少しました。

なお、平成 23 年度に創設された震災復興特別交付税は、9.7 億円となっています。



一用語解説一

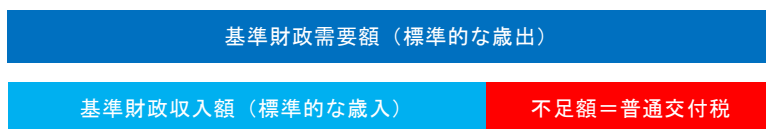
地方交付税

地方税は、地域によって人口や経済力に差があるため、どの地域も同じように得られるとは限りません。一方で、例えば生活保護などは、地域の経済力に差があるとしても日本全国どこでも同じ内容でなければなりません。このように、一定の行政水準を保つため、地域ごとの税収の違いを補てんする地方交付税という制度があります。いわば、国による税の再配分の性格を持っており、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源としています。交付税には、一定の算式により交付される「普通交付税」と、災害など特別の財政事情に応じて交付される「特別交付税」の2つがあります。

普通交付税

普通交付税は各団体が標準的な行政運営を行っていくに当たって不足する財源を補うものです。各団体の普通交付税の額は、その団体の基準財政需要額（その団体の規模・保有施設等に応じた標準的な行政経費）と基準財政収入額（その団体の地方税収入や地方譲与金等から算出される標準的な収入）との差によって求められます。よって基準財政収入額が基準財政需要額を上回る団体には普通交付税は交付されません。

普通交付税算定イメージ図



特別交付税

基準財政需要額に含まれなかった特別の財政需要や基準財政収入額に過大に算入された財政収入、普通交付税の額の算定期日後に生じた災害等のための特別な財政需要等を考慮して決定されます。

震災復興特別交付税

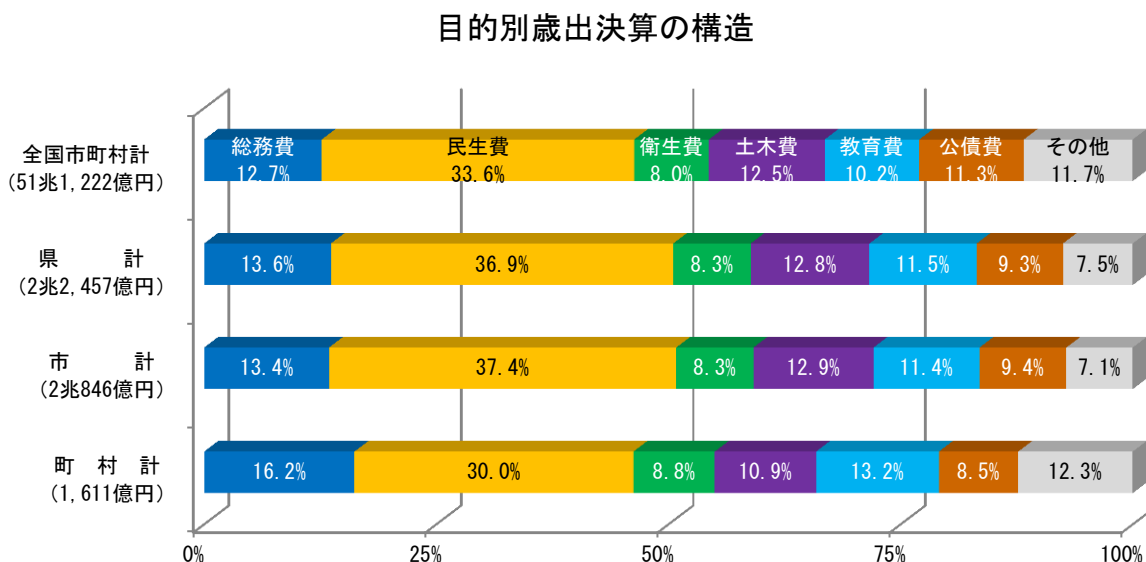
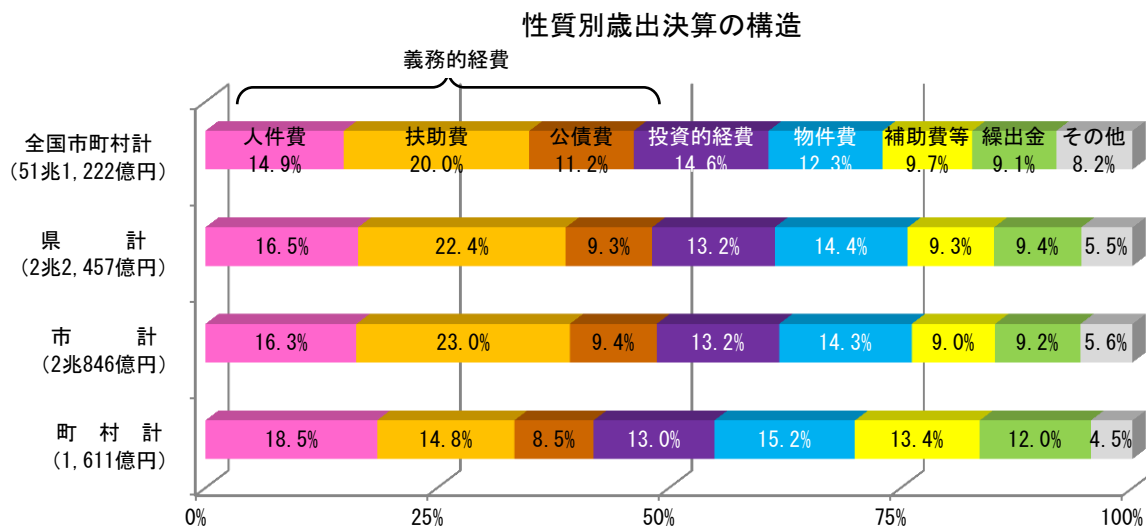
東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分について、通常の特別交付税とは別枠で、被災団体における負担をゼロとするよう交付された特別交付税です。

3 歳出

(1) 歳出構造

平成 25 年度の歳出は、20,845.9 億円で、前年度に対して 83.2 億円 (-3.9%) の減少となりました。

地方公共団体の歳出構造を分類する方法には、歳出を経済的性質に分類した「性質別分類」と、歳出を行政目的により分類した「目的別分類」があり、それぞれ以下のグラフのとおりとなっています。



—用語解説—

性質別分類

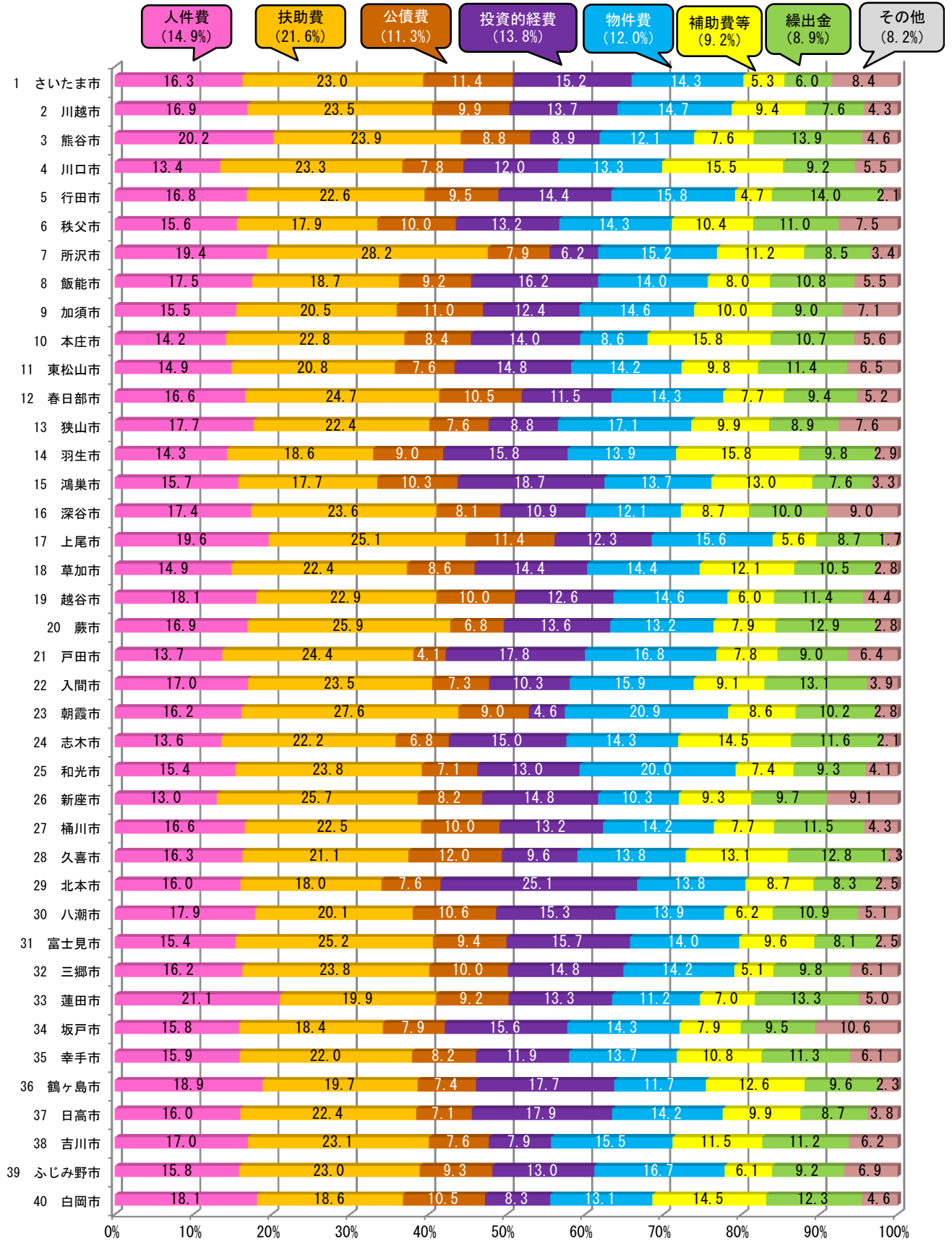
歳出を経済的性質によって、人件費、扶助費、物件費、普通建設事業費など、予算や決算の「節」の区分を基準として分類したものです。なお、経費を「義務的経費」、「投資的経費」、「その他の経費」に分類することによって、財政の健全性、弾力性を見ることができます。

目的別分類

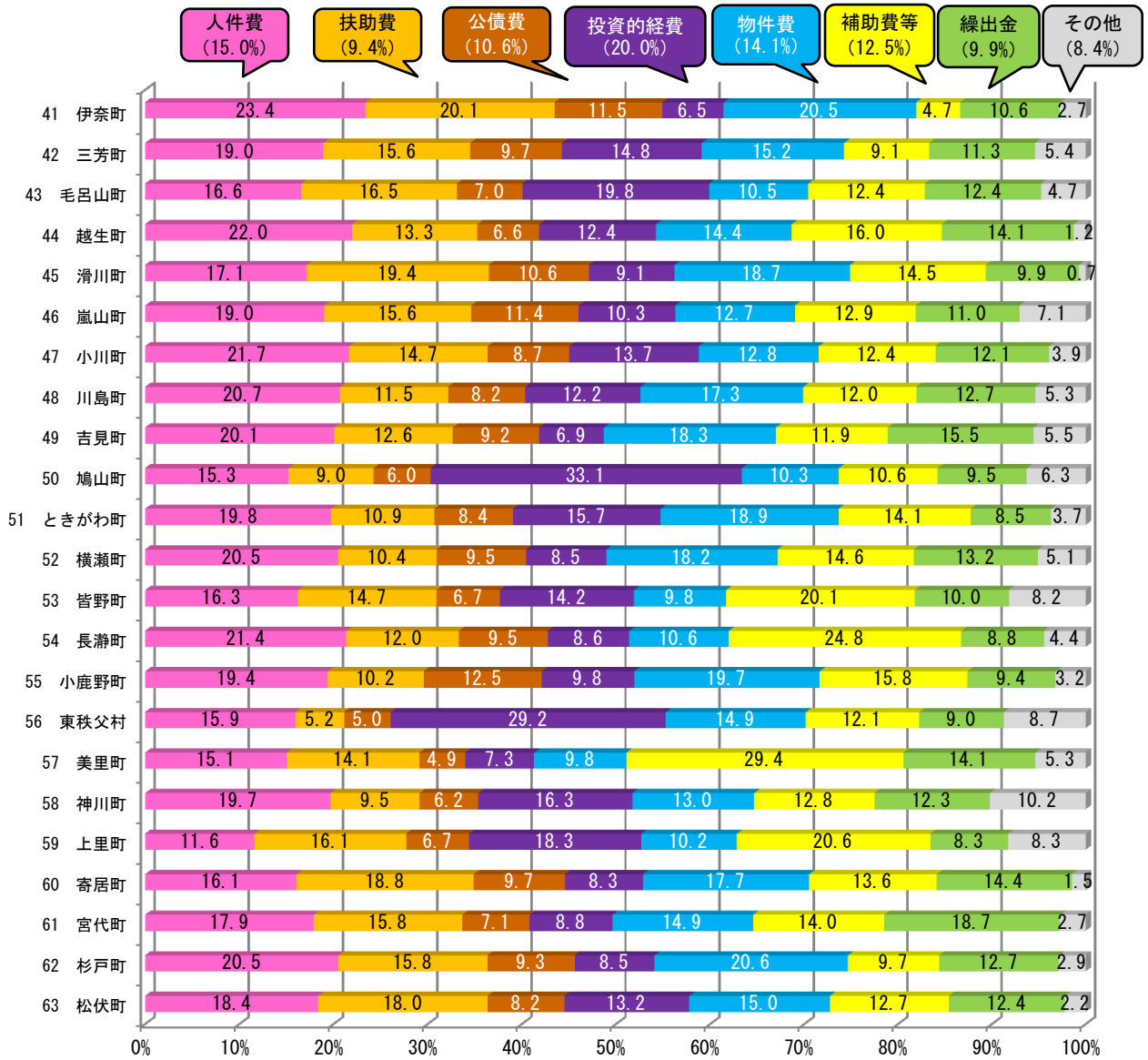
歳出を行政目的によって、「総務費」、「民生費」、「土木費」、「教育費」など、予算や決算の「款」、「項」を基準として分類したものです。

市町村別性質別歳出構成比

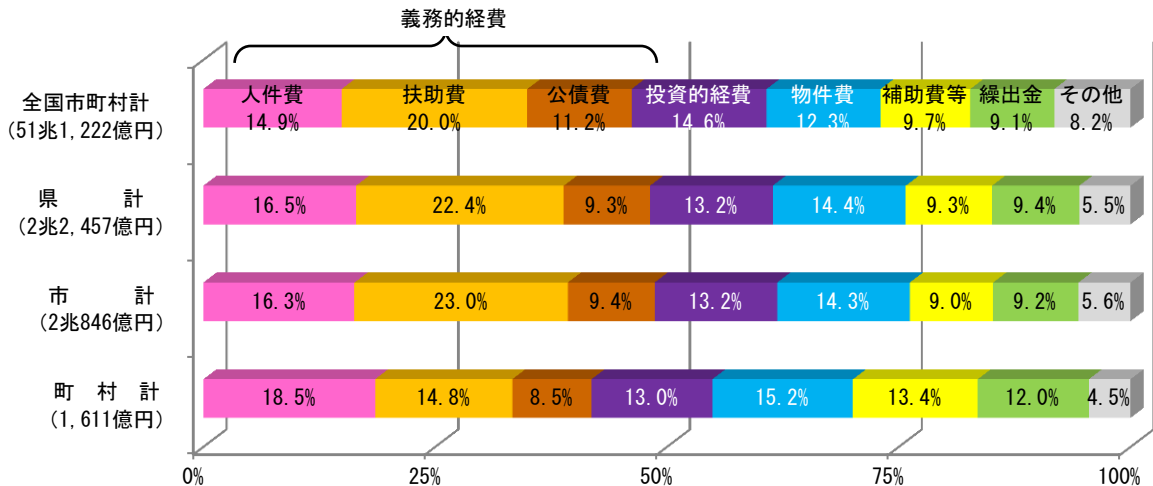
※ () 内は、全国市平均値



※ () 内は、全国町村平均値

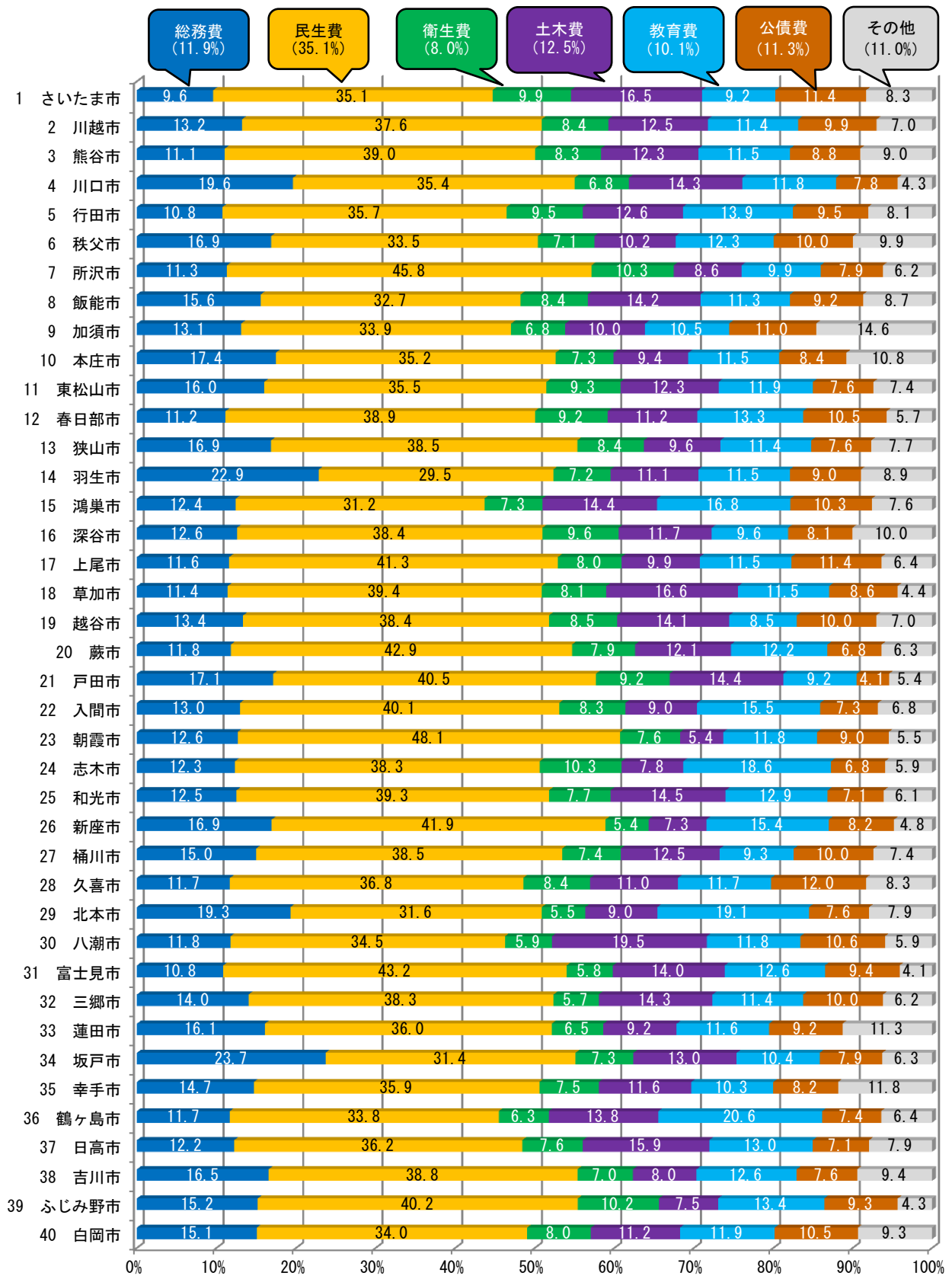


【再掲】性質別歳出決算の構造

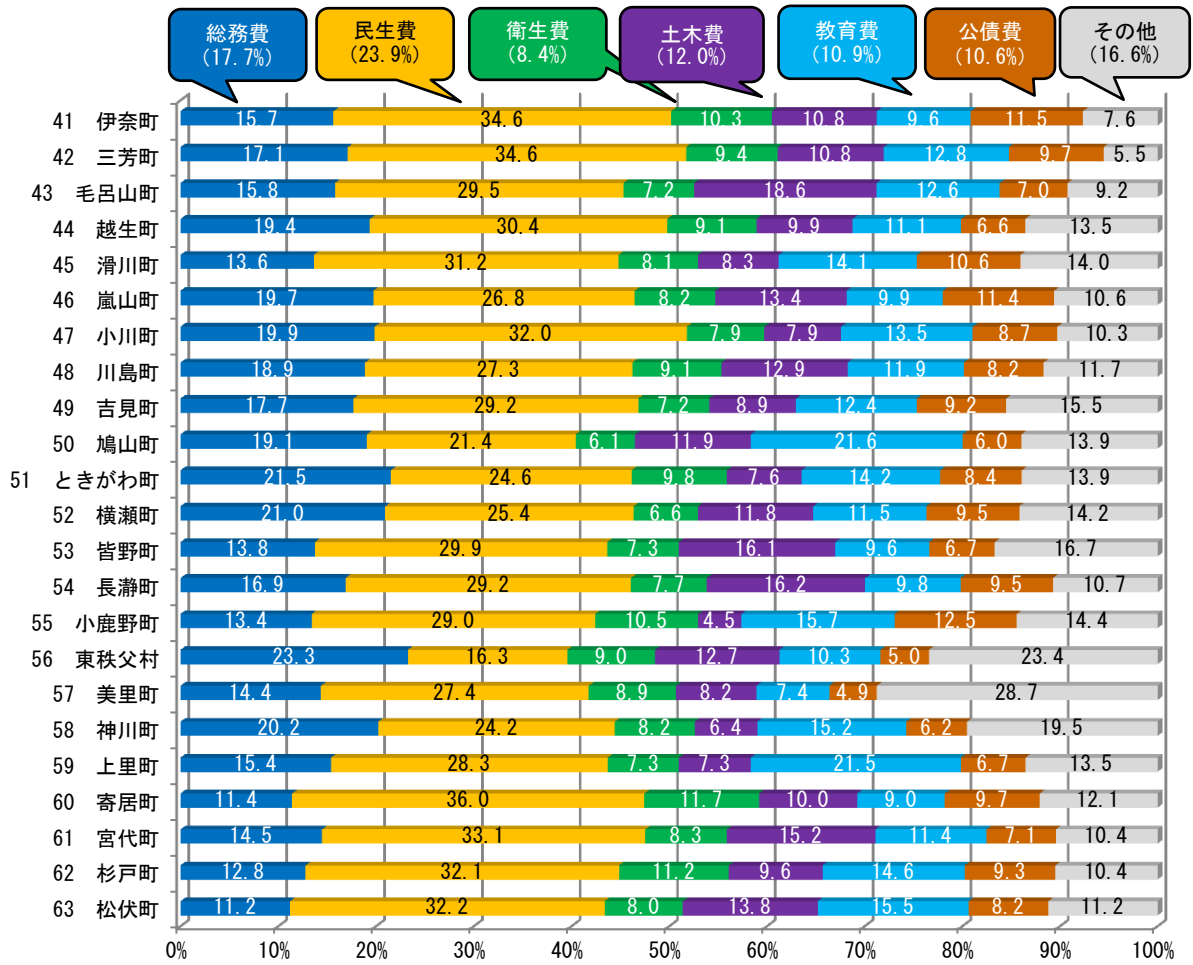


市町村目的別歳出構成比

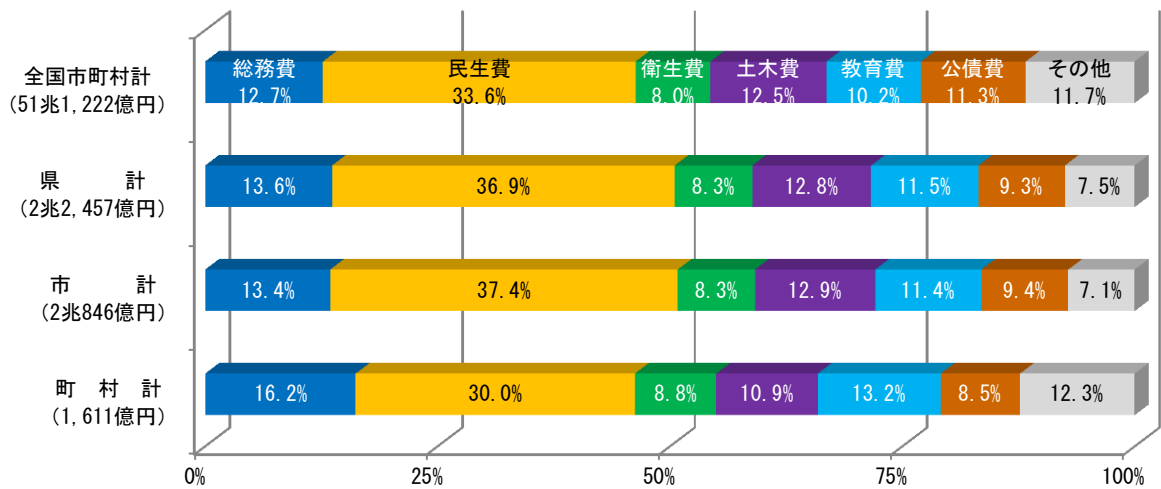
※ () 内は、全国市平均値



※ () 内は、全国町村平均値



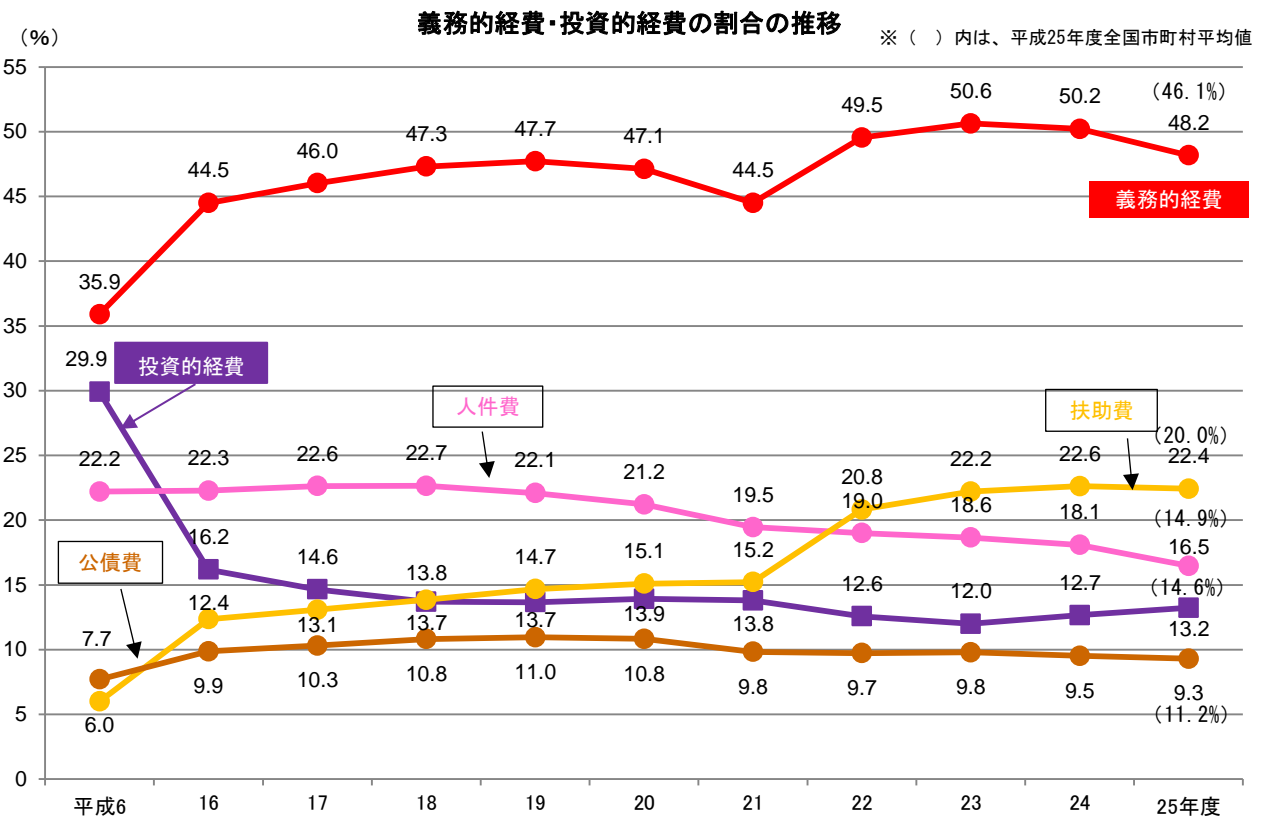
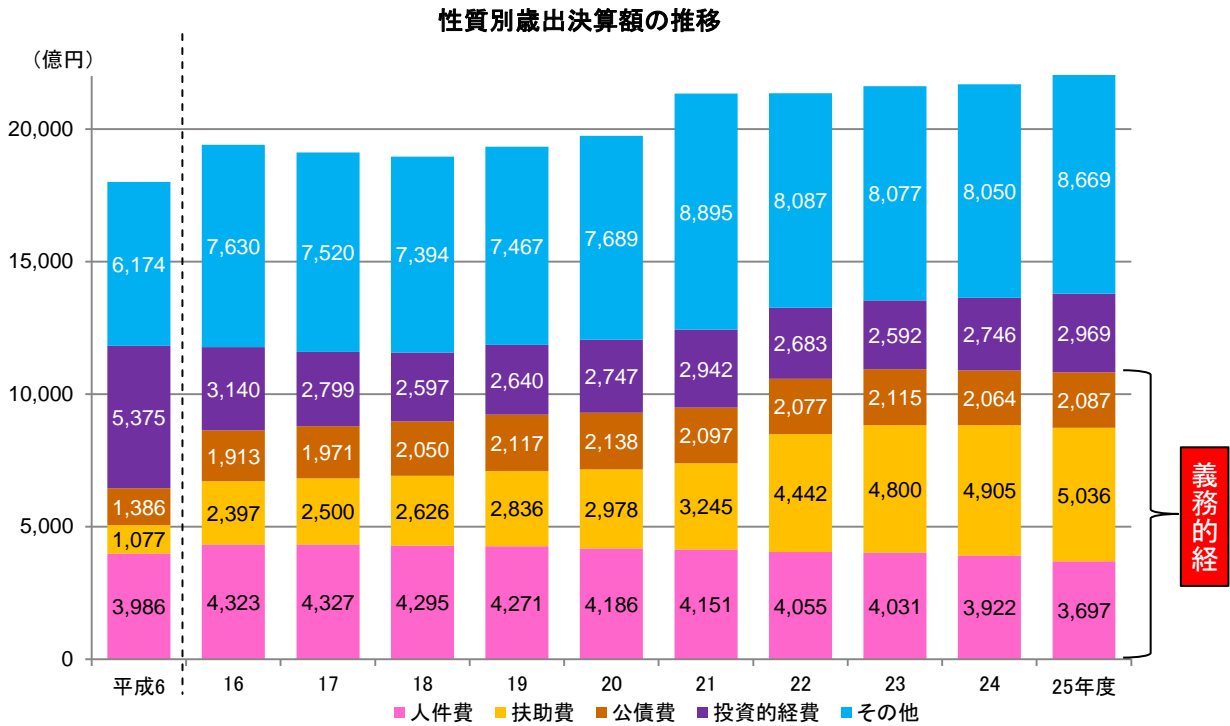
【再掲】 目的別歳出決算の構造



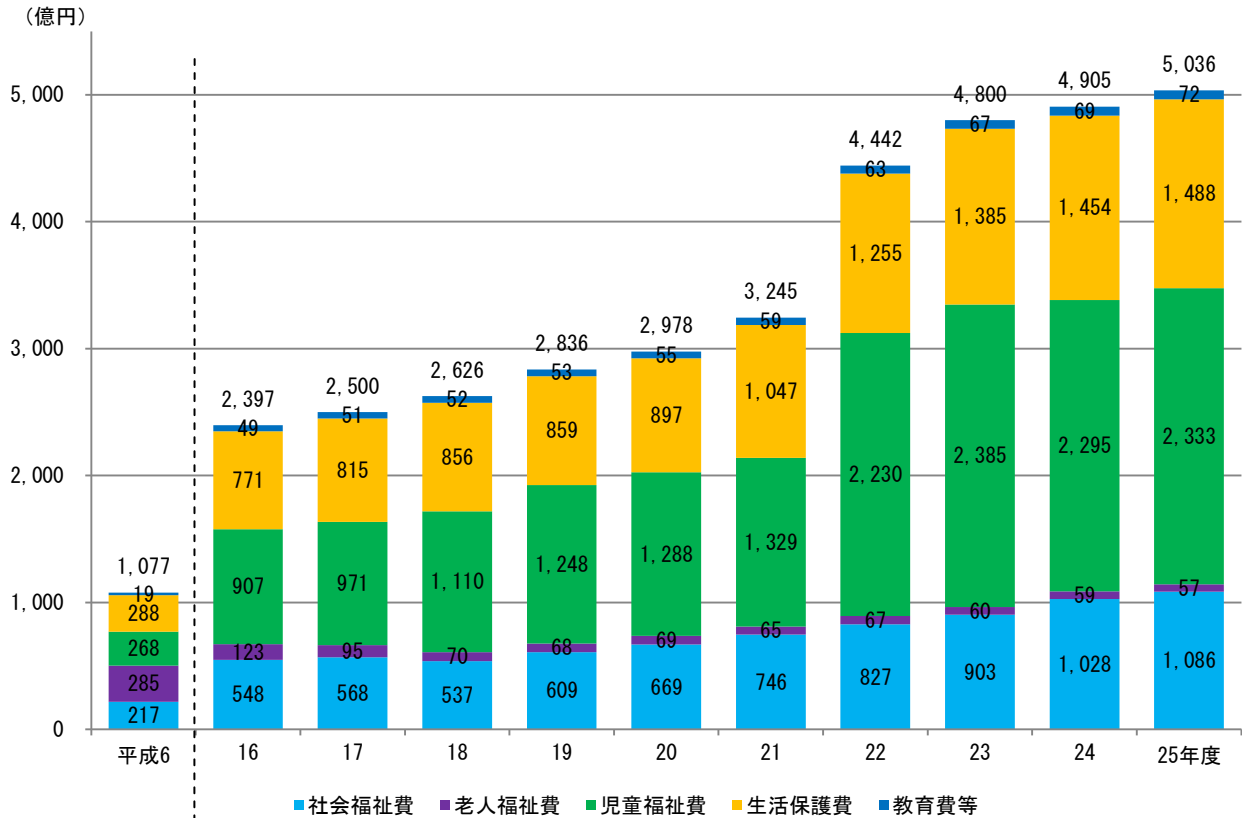
(2) 性質別決算額の推移

義務的経費は、人件費や公債費の減少により、前年度と比較して71.8億円減少（▲0.7%）し、1兆819.3億円となりました。

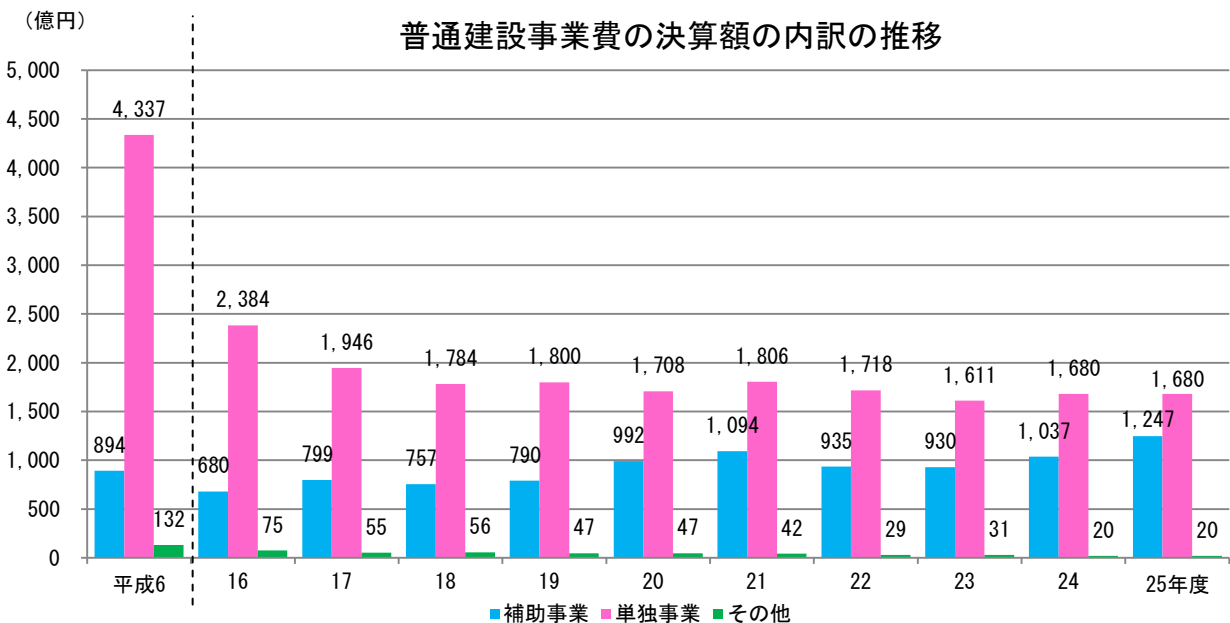
投資的経費は、前年度と比較して223.6億円増加（+8.1%）し、2,969.1億円となり、歳出に占める割合は、13.2%となりました。



扶助費の決算額の推移



普通建設事業費の決算額の内訳の推移



一用語解説一

義務的経費

「人件費」、「扶助費」、「公債費」が該当します。これらは支出が義務づけられた任意に削減できない経費のため、この比率が大きいほど財政構造が硬直化しているといえます。

投資的経費

「普通建設事業費」、「災害復旧事業費」等が該当します。これらは、支出の効果が資本形成に向けられる経費です、義務的経費に対して、この比率が大きいほど財政構造の弾力性が高いといえます。

扶助費

社会保障の一環として被扶助者に対して支出される経費です。容易に削減、圧縮できない経費のため、財政構造上この比率が低いことが望ましいとされています。

普通建設事業費

道路、橋りょう、学校、庁舎等の施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費です。

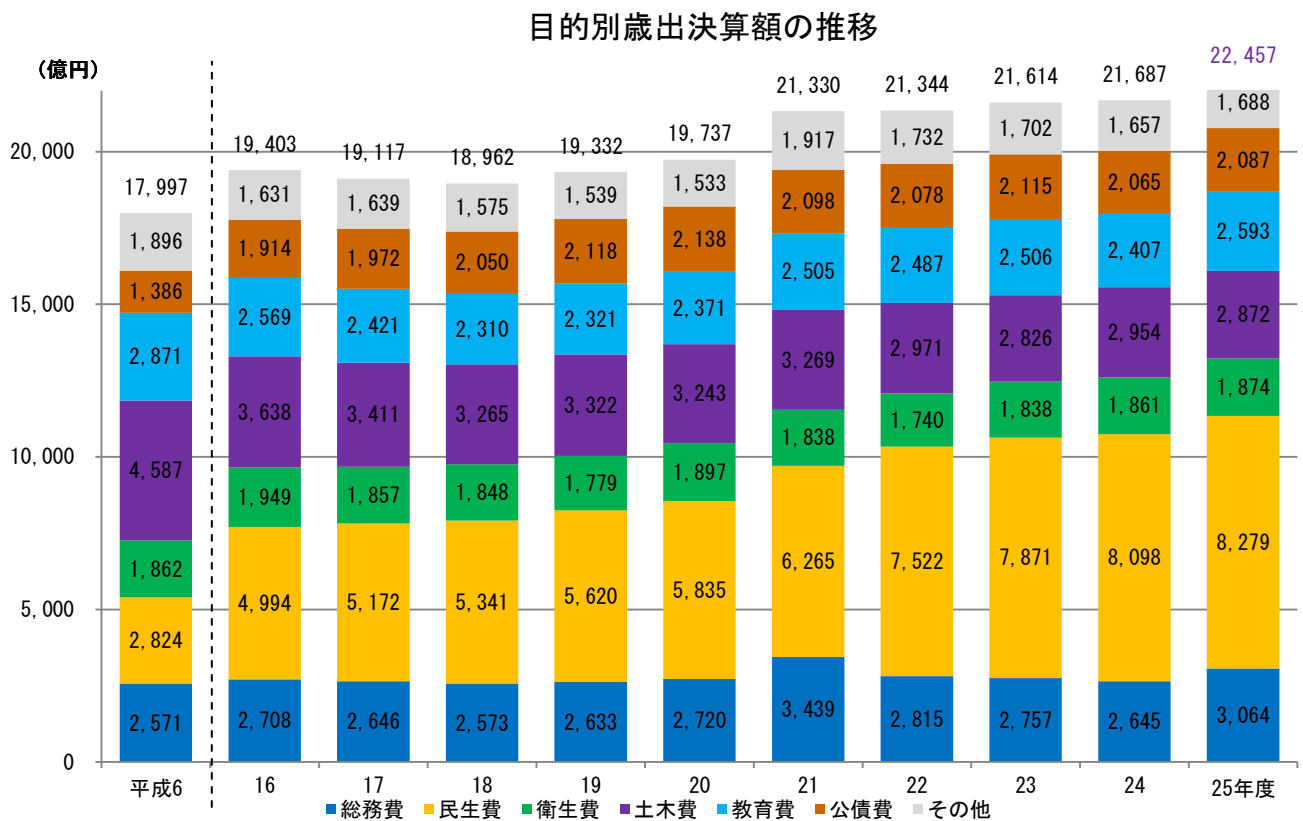
(3) 目的別決算額の推移

民生費は、生活保護費や児童福祉費が増加したことにより、全体で181.2億円増加(+2.2%)し、歳出総額の36.9%を占めています。

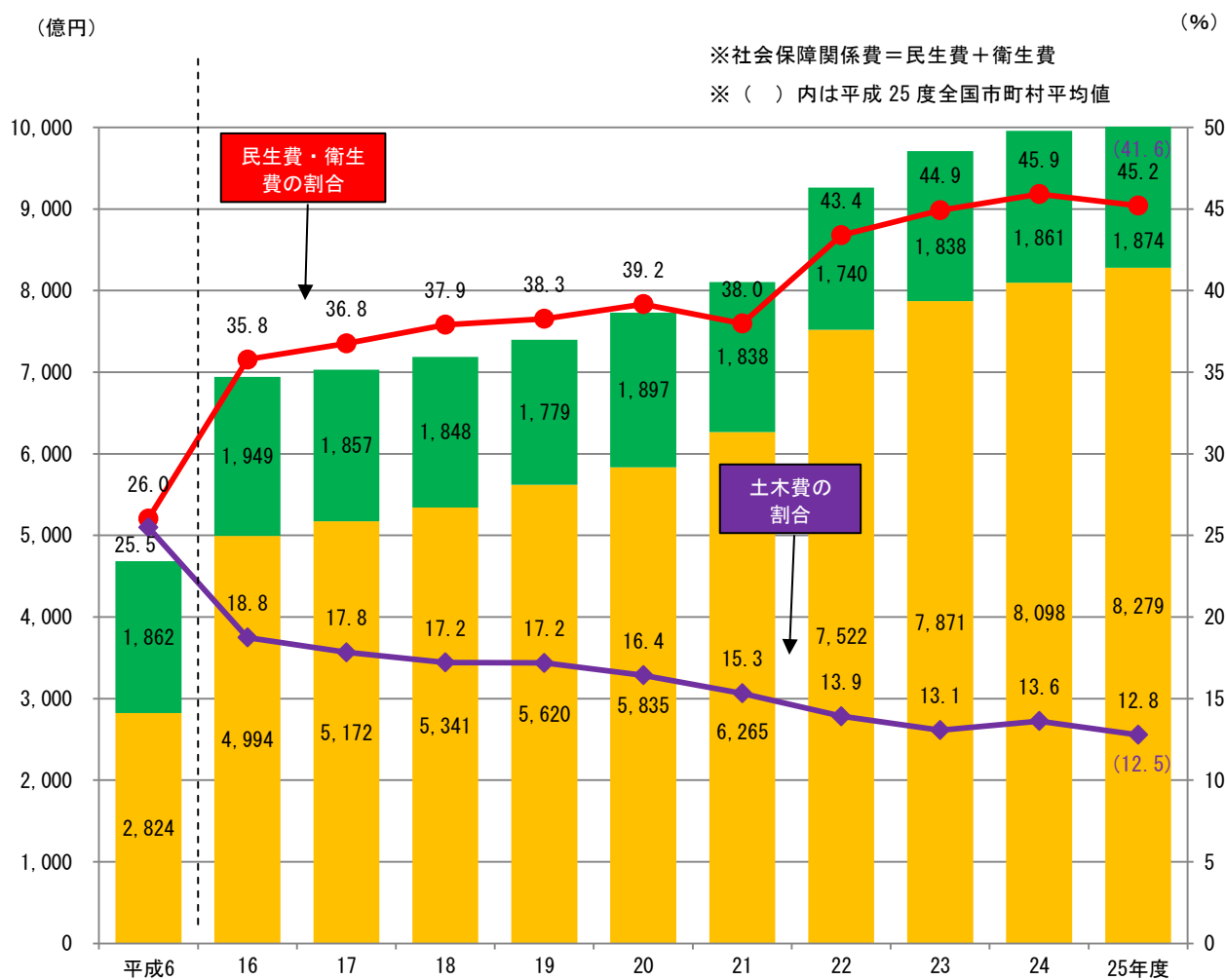
社会保障関係費である民生費と衛生費は年々増加を続け、平成25年度歳出決算額は、合計で1兆153.0億円となりました。これは、20年前の平成6年度(4,684.4億円)と比べると5,467億円増加しており、歳出総額に占める割合も、平成6年度の26.0%から45.2%へ19.2ポイント増加しています。

一方、道路や河川、下水道などインフラの新設・更新関係費である土木費は平成6年度と比べると約半分となっています。

今後、少子高齢化の進展により社会保障関係費がますます増加することが見込まれ、インフラや公共施設などの新設・更新の財源をどう確保していくが課題となっています。



社会保障関係経費と土木費の推移



一用語解説一

総務費

庁舎管理、徴税事務、戸籍・住民基本台帳関係事務、選挙、統計調査などの経費です。

民生費

年金、生活保護、各種福祉手当、各種福祉施設などの経費です。

衛生費

健康診断、予防接種、公害対策、清掃施設などの経費です。

土木費

道路、橋、河川、住宅、公園などの経費です。

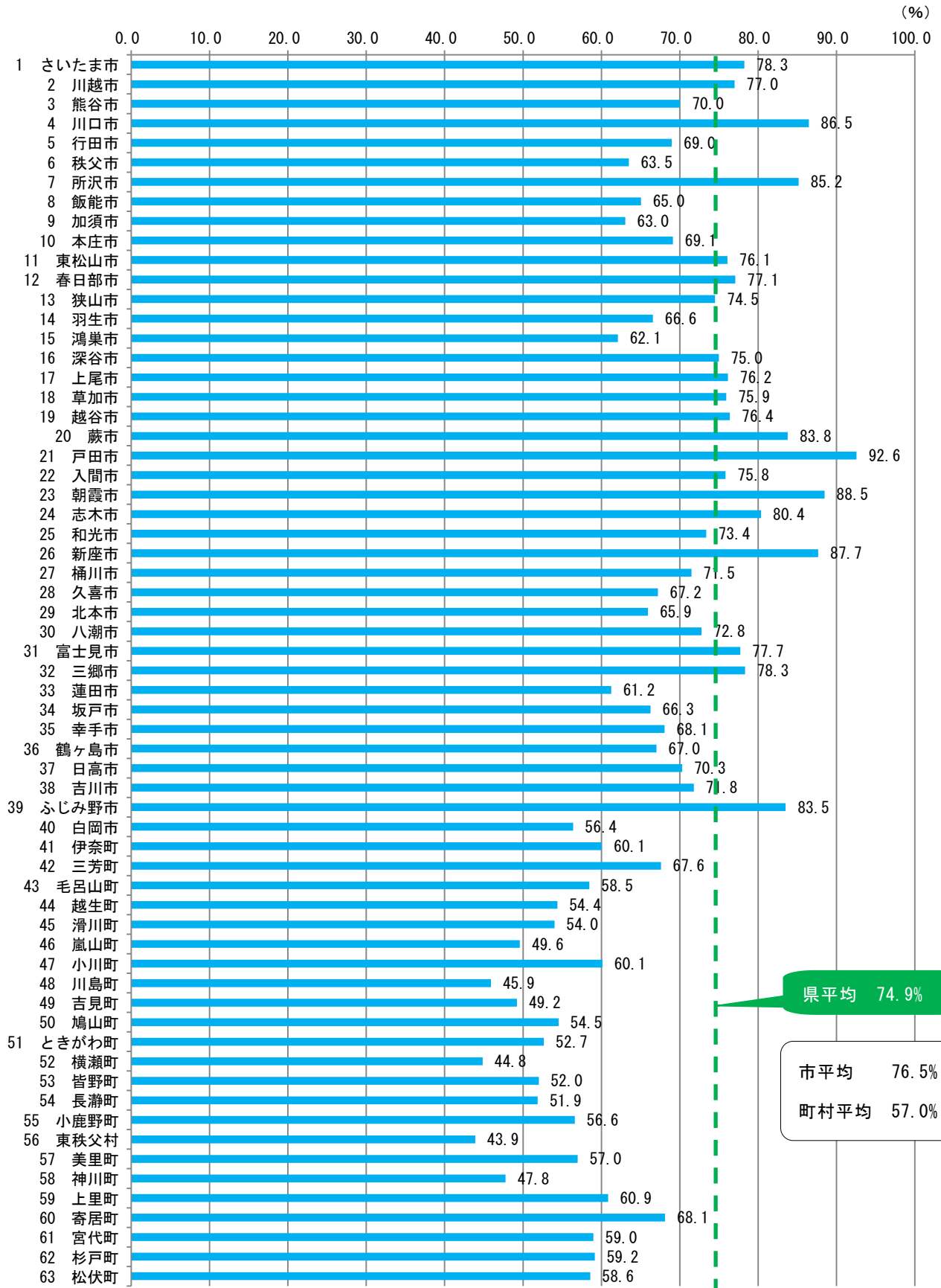
教育費

学校教育、社会教育などの経費です。

公債費

借入金の元金・利子などの支払いに充てた経費です。

標準財政規模に占める社会保障関係経費の割合

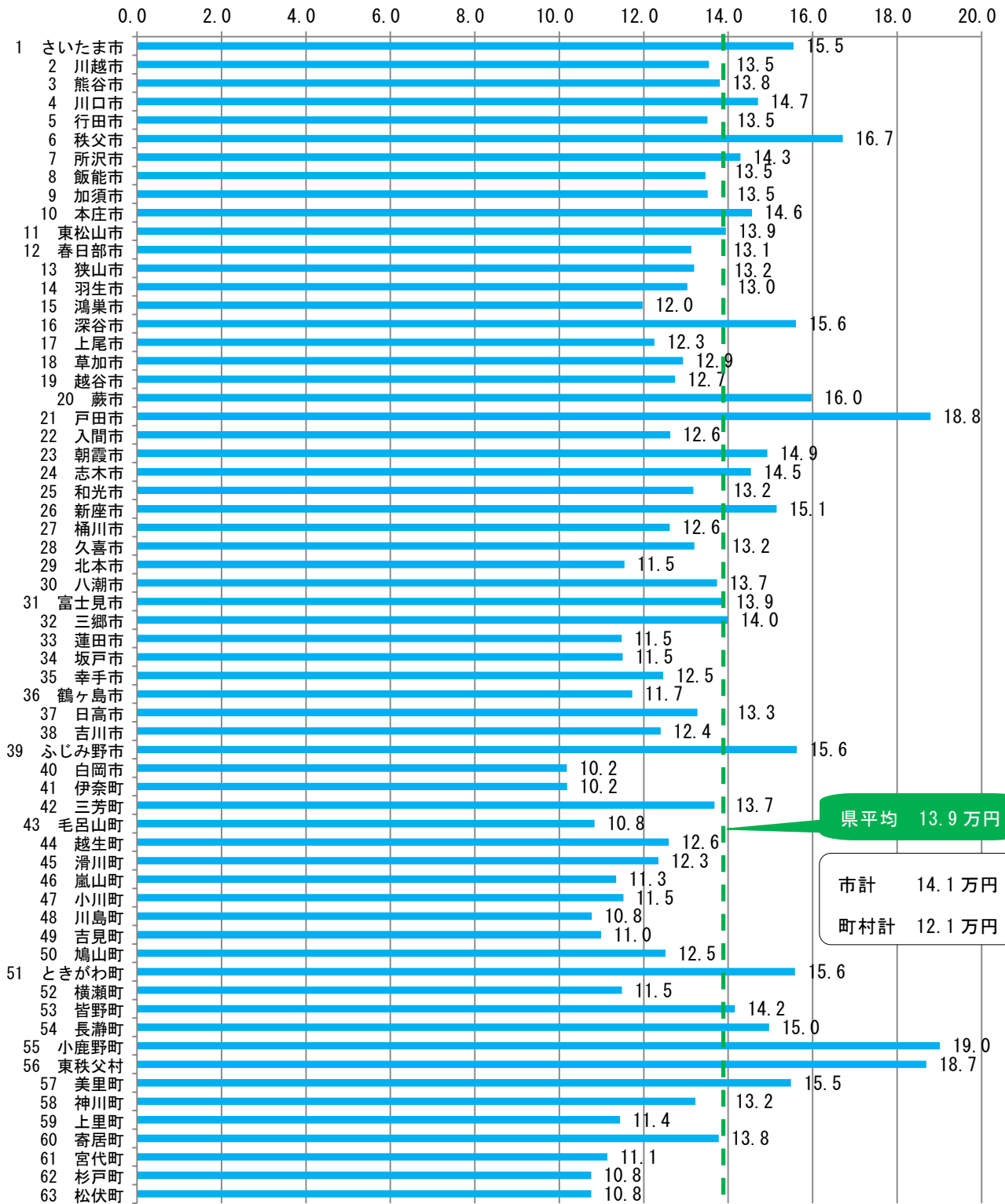


※社会保障関係費＝民生費＋衛生費

人口1人あたりの社会保障関係経費

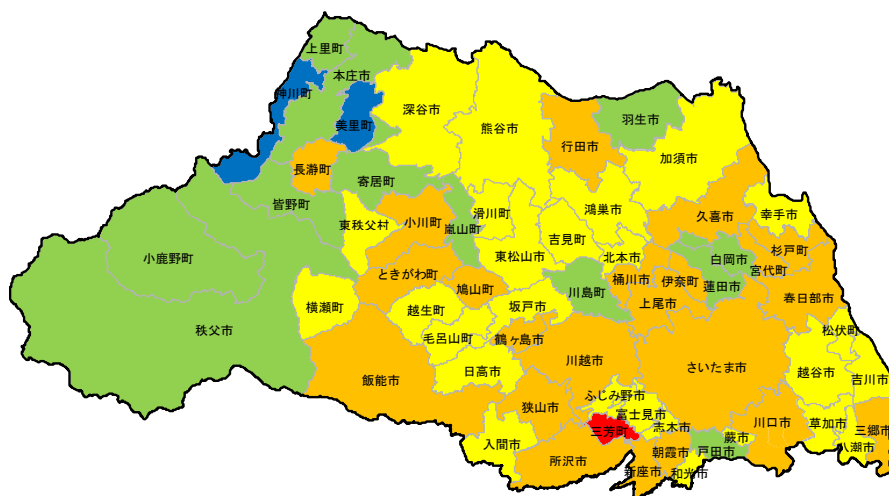
※平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口より算出

(万円)



4 財政指標

(1) 経常収支比率

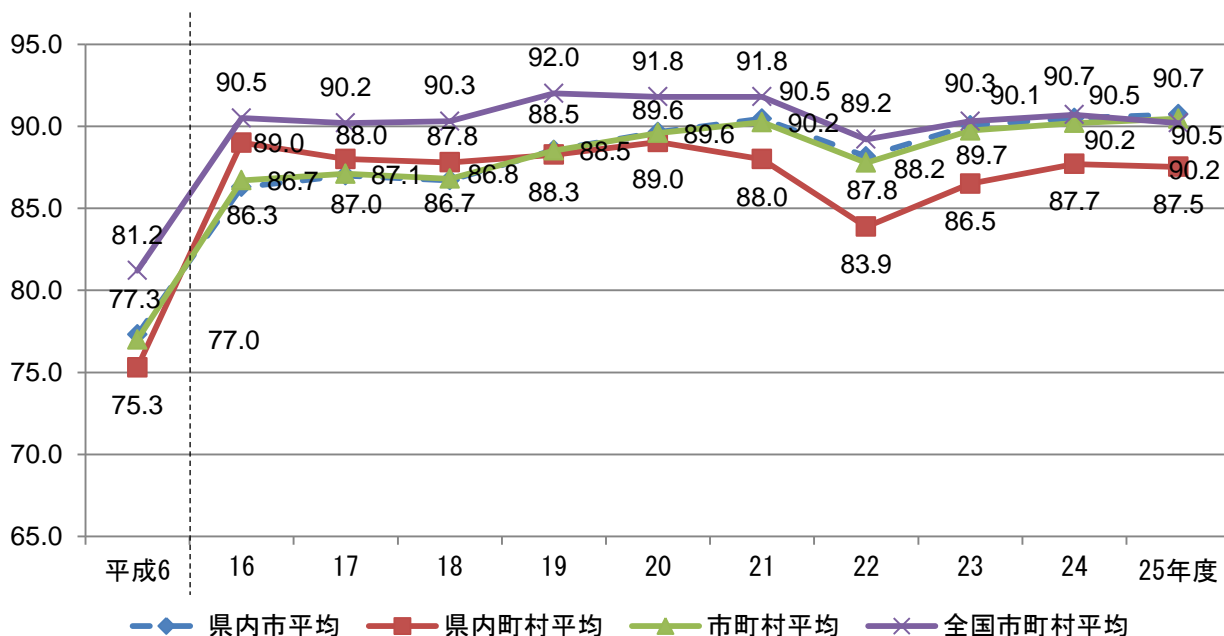


財政の弾力性を示す経常収支比率は、市町村平均（加重平均）90.5%となり前年度（90.2%）に比べて、0.3ポイント上昇しました。

市町村別では、財政運営上注意を要すると言われる90%を超える団体数は、23団体となり前年度（23団体）と同数になりました。

凡例	団体数		
	市	町村	計
80.0%未満	0	2	2
80.0%~85.0%未満	6	6	12
85.0%~90.0%未満	19	7	26
90.0%~95.0%未満	15	7	22
95.0%以上	0	1	1
合計	40	23	63

経常収支比率の推移

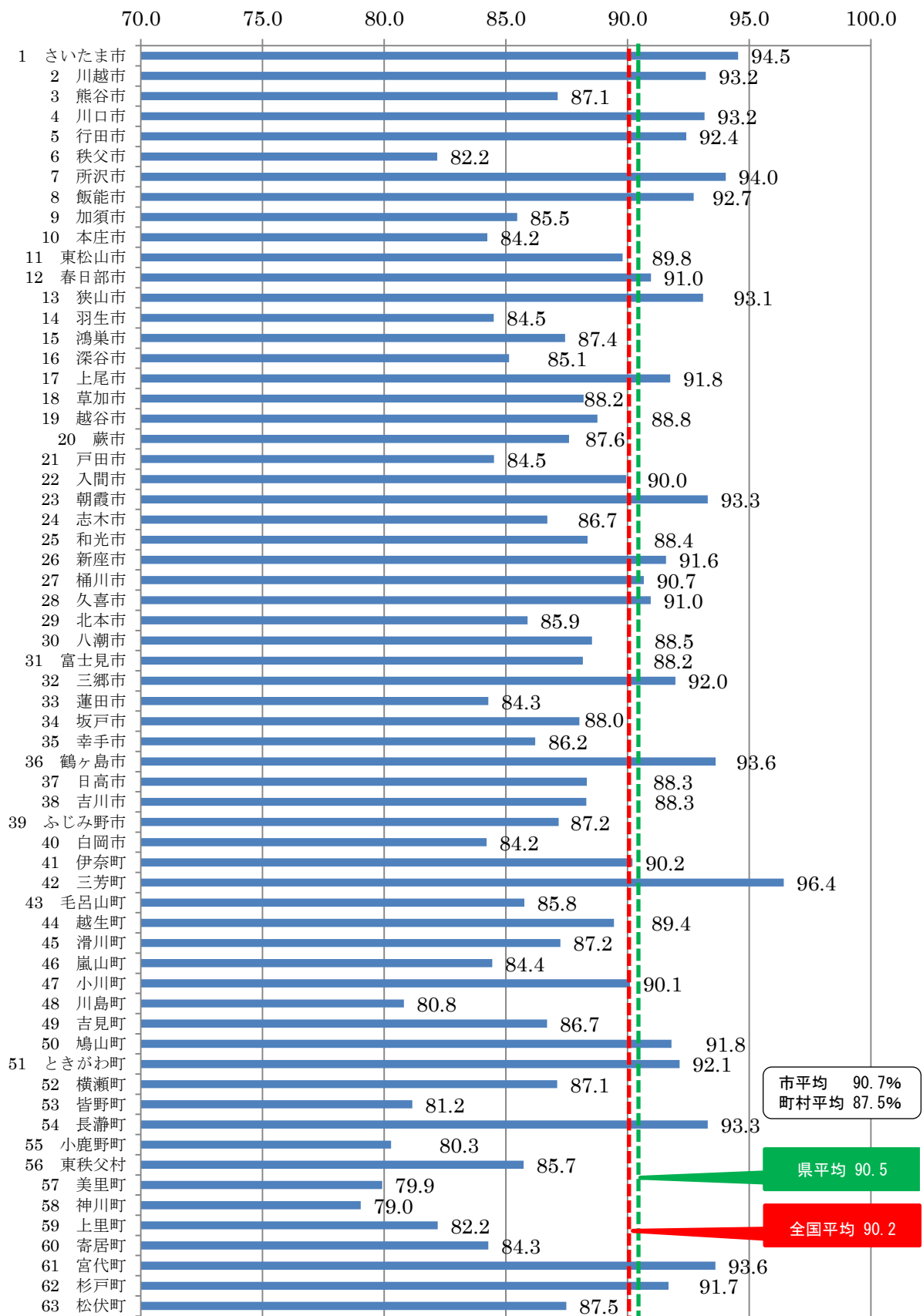


一用語解説

経常収支比率

この比率は、経常一般財源（地方税、交付税等の例年決まって収入される団体が自由に使える財源）が、経常経費（人件費、扶助費、公債費等の例年決まって支出される経費）に、どの程度充当されているかを表したものであり、財政構造の弾力性を判断するために用いられます。

市町村別経常収支比率



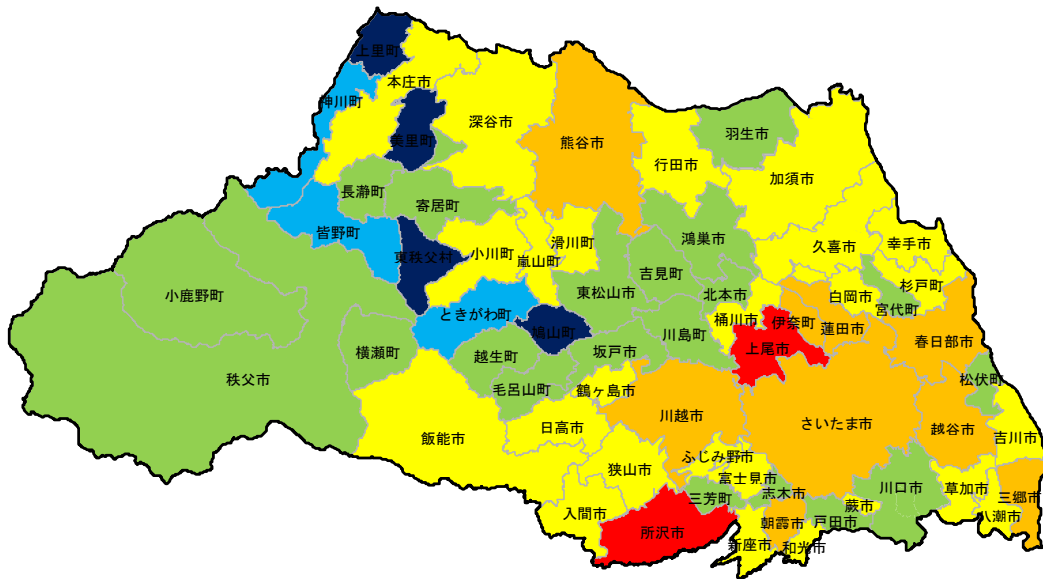
市平均 90.7%
町村平均 87.5%

県平均 90.5

全国平均 90.2

(%)

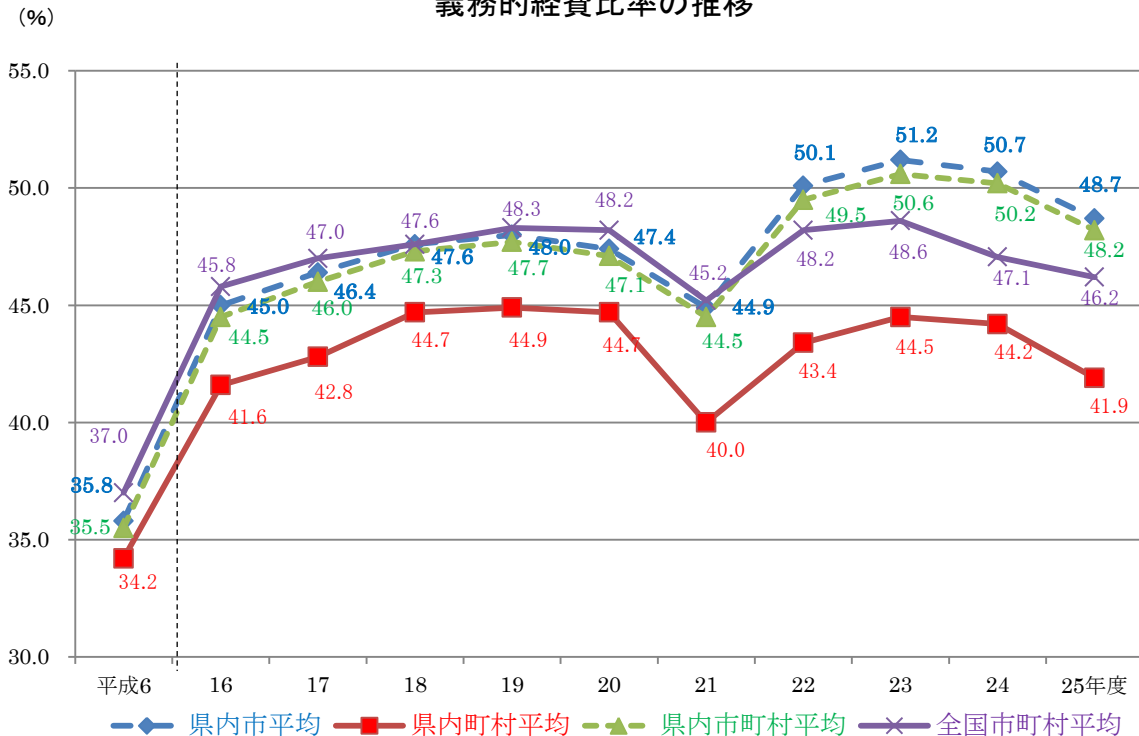
(2) 義務的経費比率



義務的経費比率は、市町村平均（加重平均）48.2%となり前年度（50.2%）に比べて、2.0ポイント減少しました。

凡例	団体数		
	市	町村	計
35.0%未満	0	4	4
35.0%~40.0%未満	0	3	3
40.0%~45.0%未満	9	11	20
45.0%~50.0%未満	21	4	25
50.0%~55.0%未満	8	1	9
55.0%以上	2	0	2
合計	40	23	63

義務的経費比率の推移

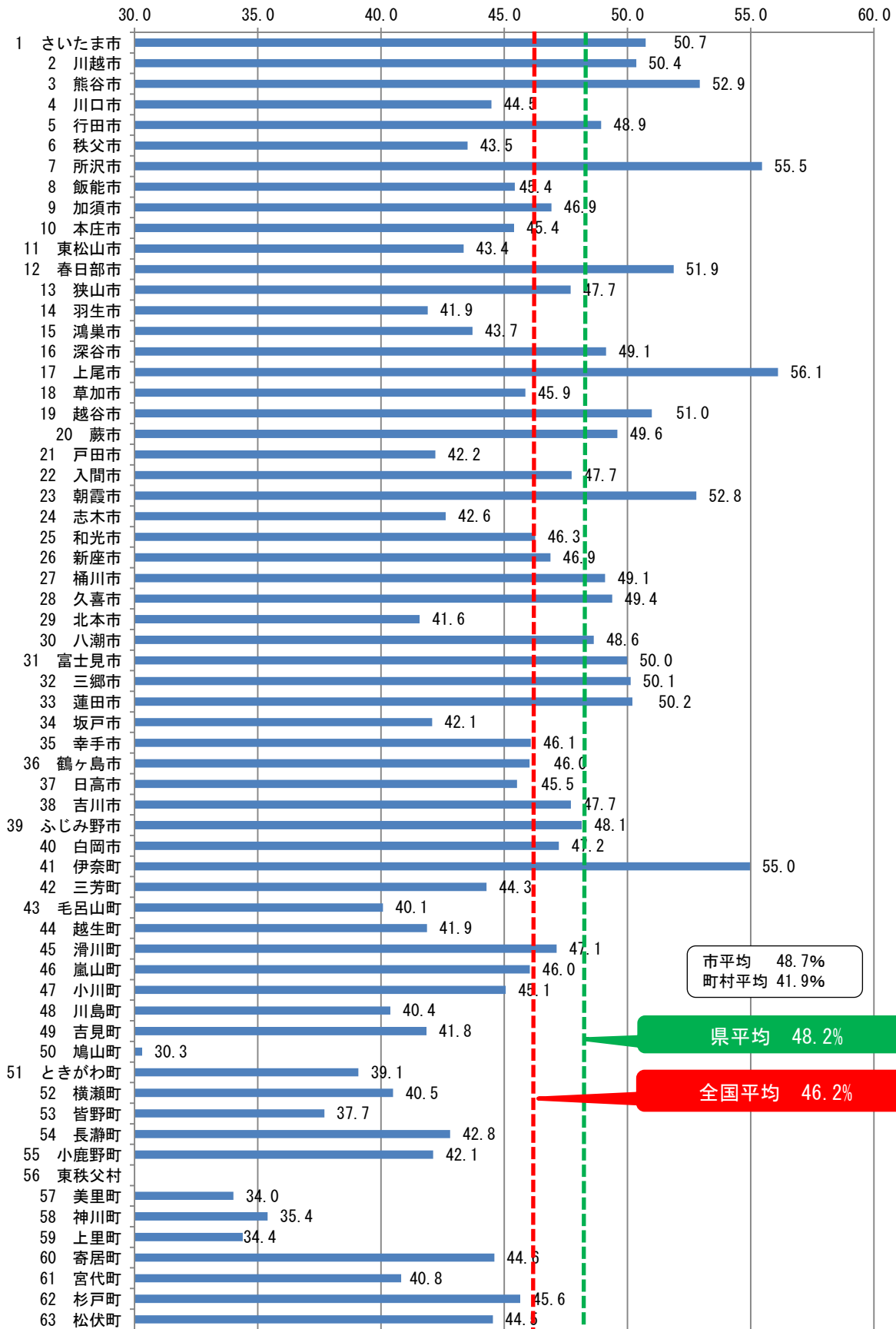


用語解説

義務的経費比率

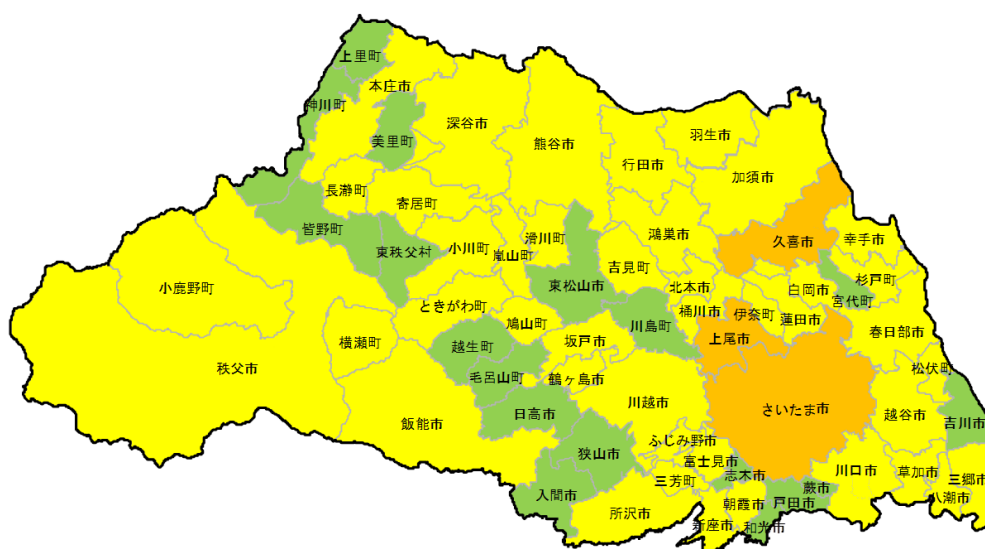
義務的経費比率は、歳出総額に占める義務的経費（支出が義務づけられ、任意に削減することができない硬直性が高い経費）の割合を表すものです。

市町村別義務の経費比率



(%)

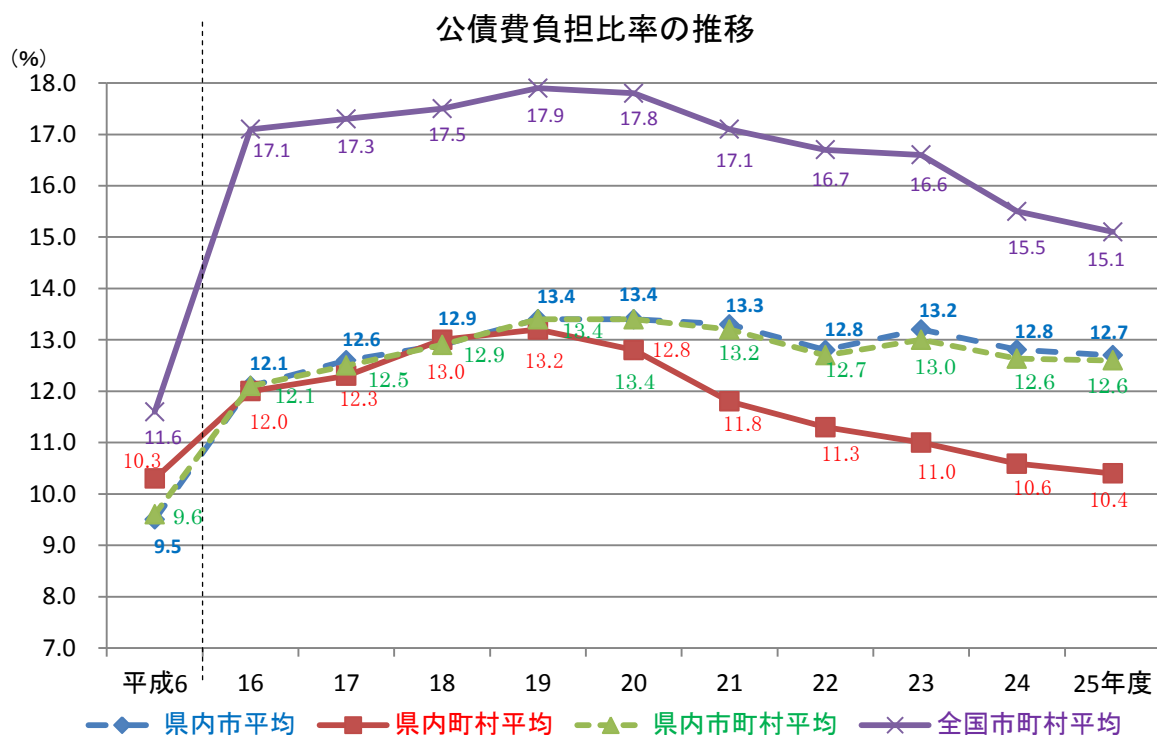
(3) 公債費負担比率



公債費負担比率は、市町村平均（加重平均）12.6%となり前年度と同数になりました。

警戒ラインとされる15.0%以上となった団体は3団体、危険ラインとされる20.0%以上の団体はありませんでした。

凡例	団体数		
	市	町村	計
5.0%未満	0	0	0
5.0%~10.0%未満	9	9	18
10.0%~15.0%未満	28	14	42
15.0%~20.0%未満	3	0	3
20.0%以上	0	0	0
合計	40	23	63



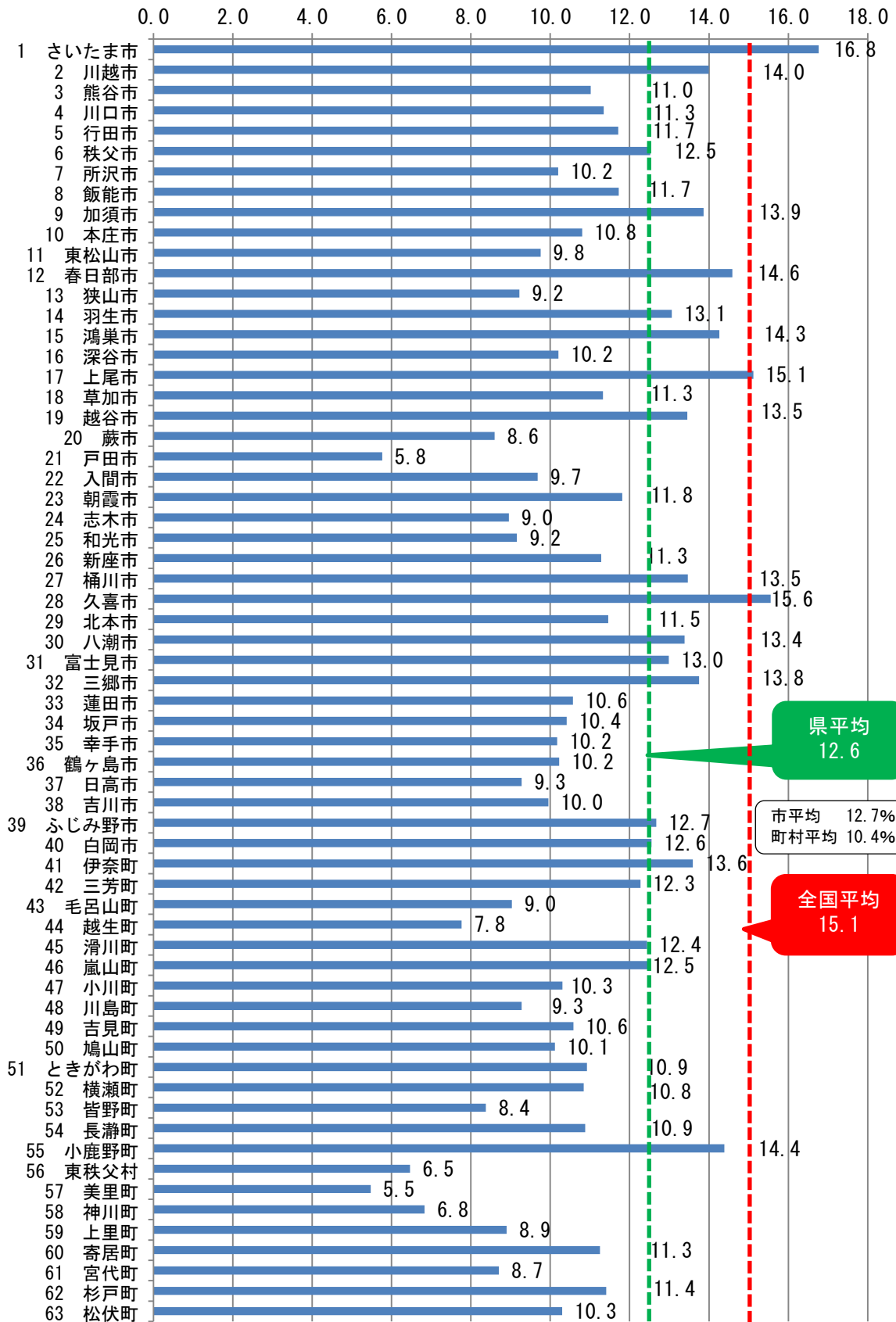
一用語解説一

公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指数の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合です。

市町村別公債費負担比率

(%)



(4) 健全化判断比率

健全化判断比率は、各市町村において「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算出、公表することとされており、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの指標の総称です。県内市町村の各指標の状況については以下のとおりです。

(4) - 1 実質赤字比率（早期健全化基準 11.25～15%、財政再生基準 20%）

実質赤字が発生している市町村はありませんでした。

(4) - 2 連結実質赤字比率（早期健全化基準 16.25～15%、財政再生基準 30%）

連結実質赤字が発生している市町村はありませんでした。

一用語解説一

実質赤字比率

一般会計の赤字が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示すものです。この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率

全会計の赤字が、一般会計等の標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示すものです。この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質公債費比率

一般会計等が単年度で返済する必要のある借入金の返済額が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示すものです。この比率が高くなるほど、財政の硬直化が進行し、新たな政策への予算配分が困難になるなど、行財政運営の自由度が下がることとなります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(3か年平均)

※準元利償還金：公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの。

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、その標準的な年間収入の何倍であるかを示すものです。この比率が高くなるほど、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準。

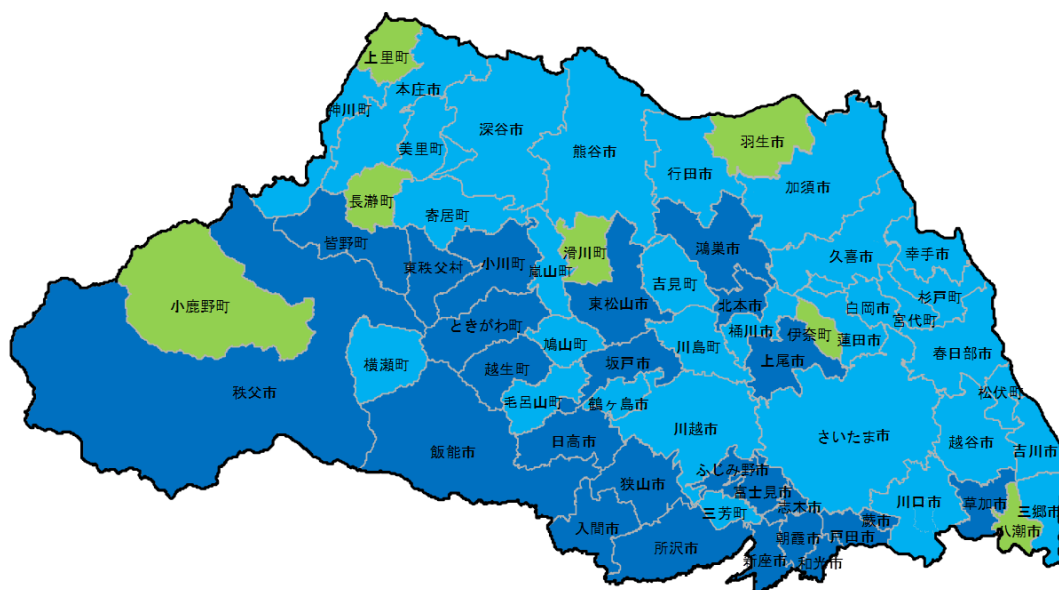
4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のうち1つでも基準値に達すると、「財政健全化計画」を策定しなければなりません。

財政再生基準

健全化段階よりさらに悪化し、自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のうち1つでも基準値に達すると、「財政再生計画」を策定しなければなりません。

(4) - 3 実質公債費比率（早期健全化基準：25%、財政再生基準：35%）

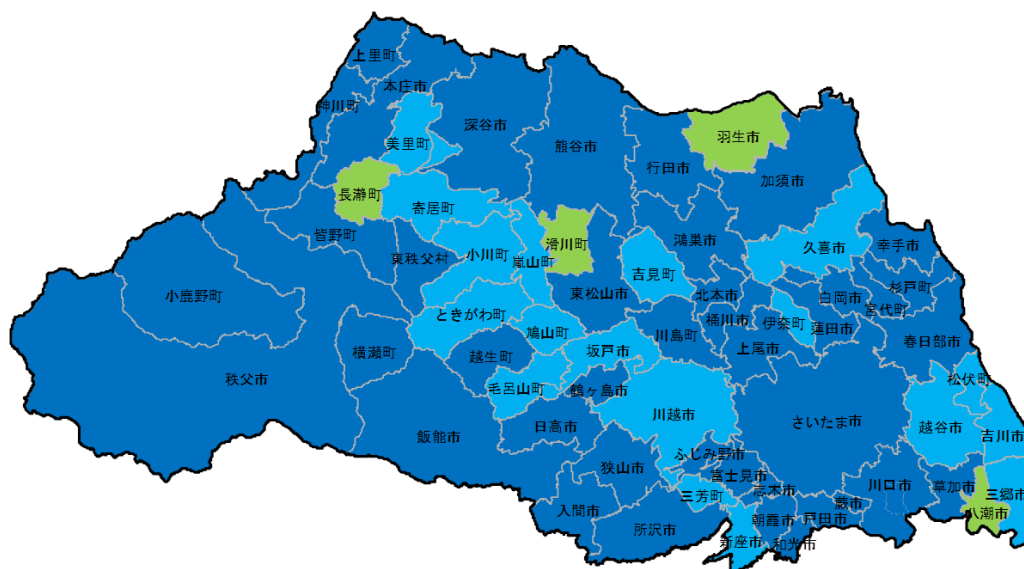


実質公債費比率は、市町村平均（加重平均）6.1%と、前年度（6.6%）に比べて0.5ポイント低下しました。

なお、起債許可となる18%以上となった団体はありませんでした。

凡例	団体数		
	市	町村	計
5.0%未満	20	5	25
5.0%～10.0%未満	18	13	31
10.0%～15.0%未満	2	5	7
15.0%～18.0%未満	0	0	0
18.0%～25.0%未満	0	0	0
25.0%以上	0	0	0
合計	40	23	63

(4) - 4 将来負担比率（早期健全化基準：350%、政令指定都市は400%）

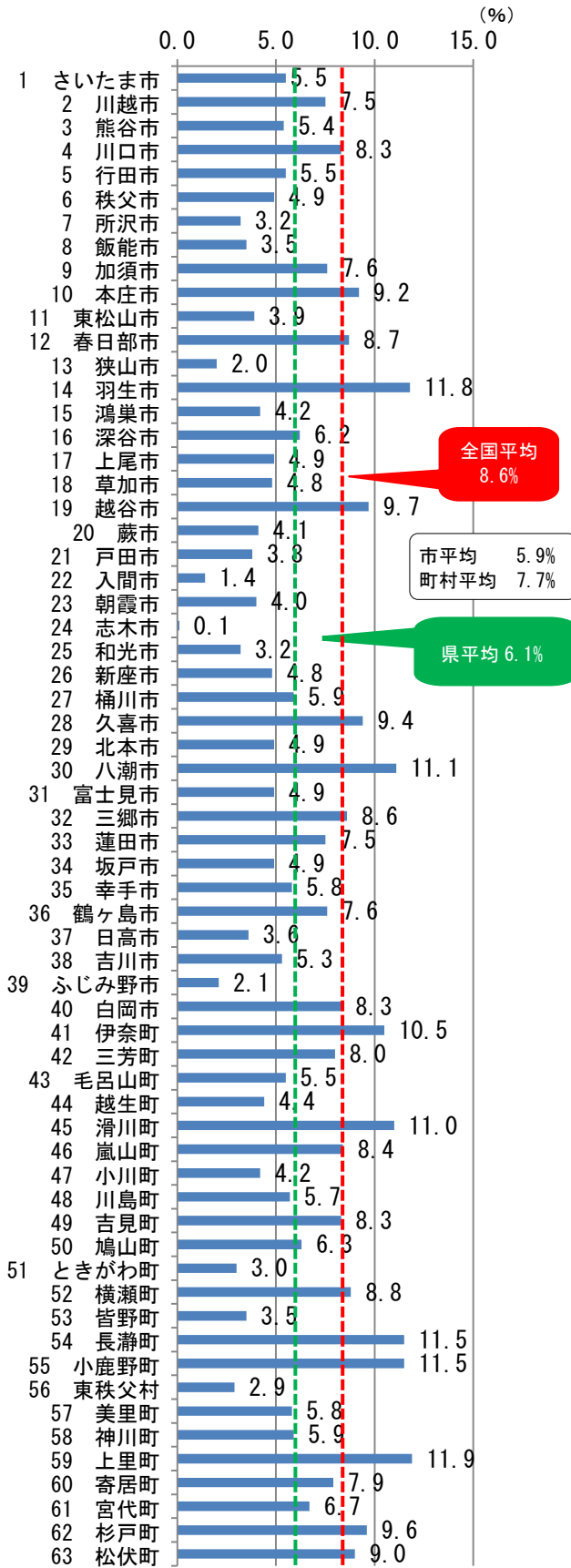


将来負担比率は、市町村平均（加重平均）34.2%となり前年度（41.4%）に比べ7.2ポイント低下しました。

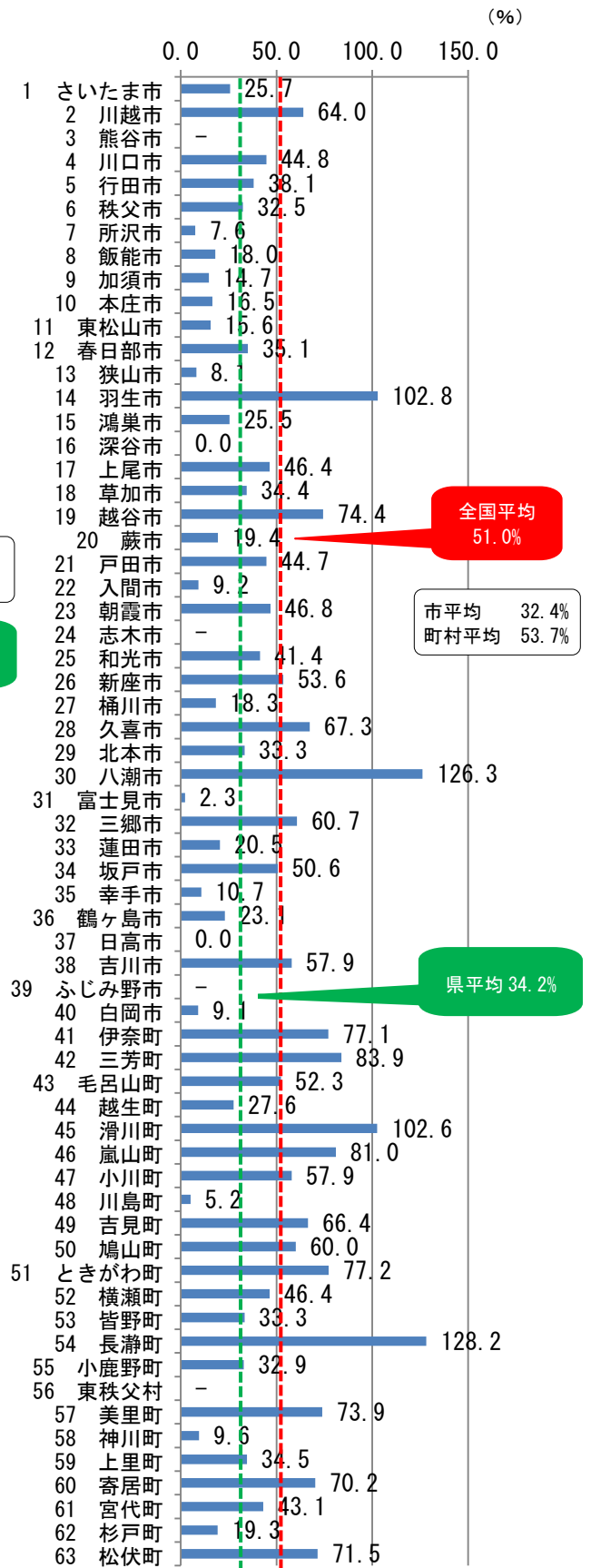
なお、早期健全化基準以上となった団体はありませんでした。

凡例	団体数		
	市	町村	計
50.0%未満	31	10	41
50.0%～100.0%未満	7	11	18
100.0%～150.0%未満	2	2	4
150.0%～200.0%未満	0	0	0
200.0%～350.0%未満	0	0	0
350.0%以上	0	0	0
合計	40	23	63

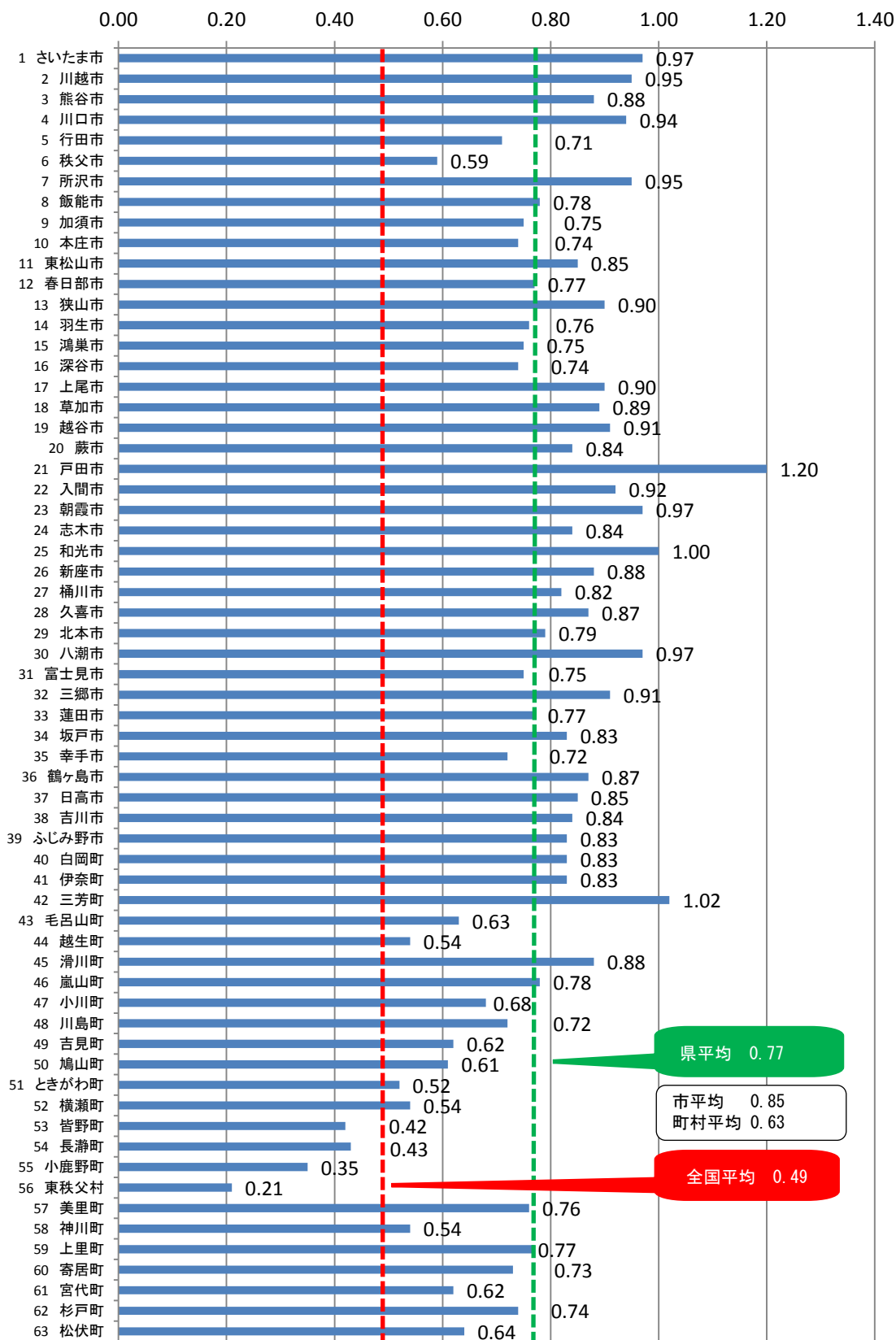
市町村別実質公債費比率



市町村別将来負担比率



市町村別財政力指数

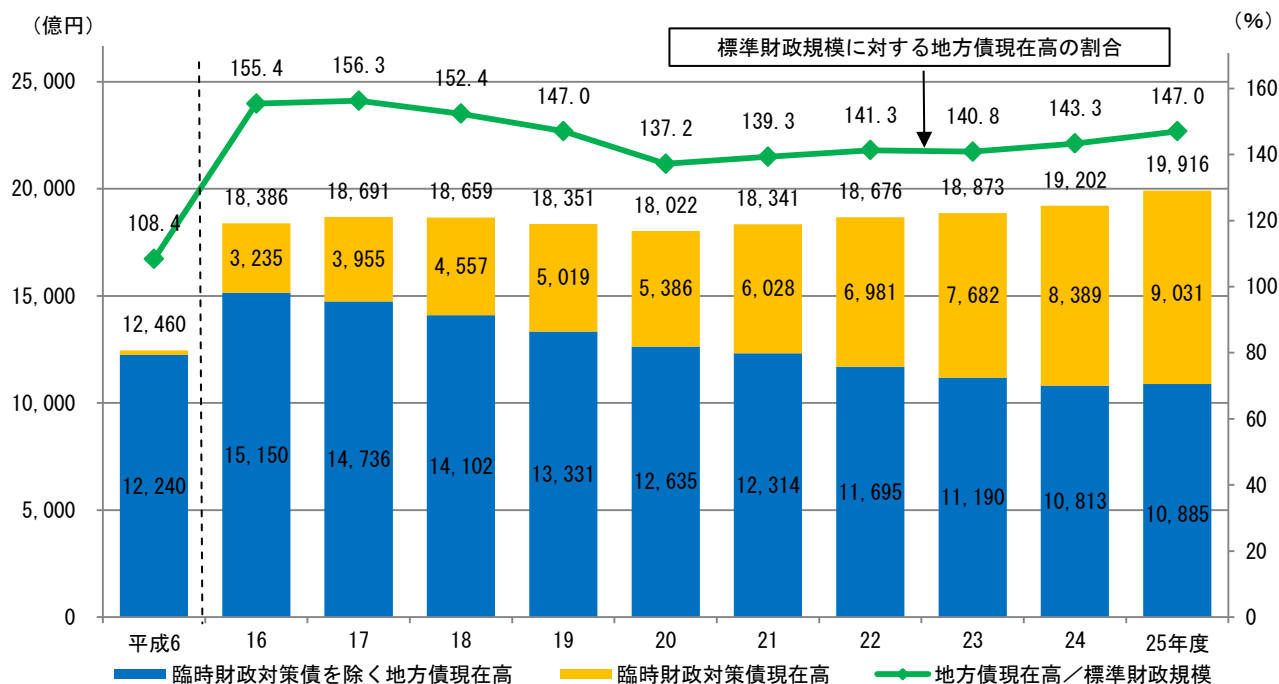


5 将来にわたる財政負担の状況

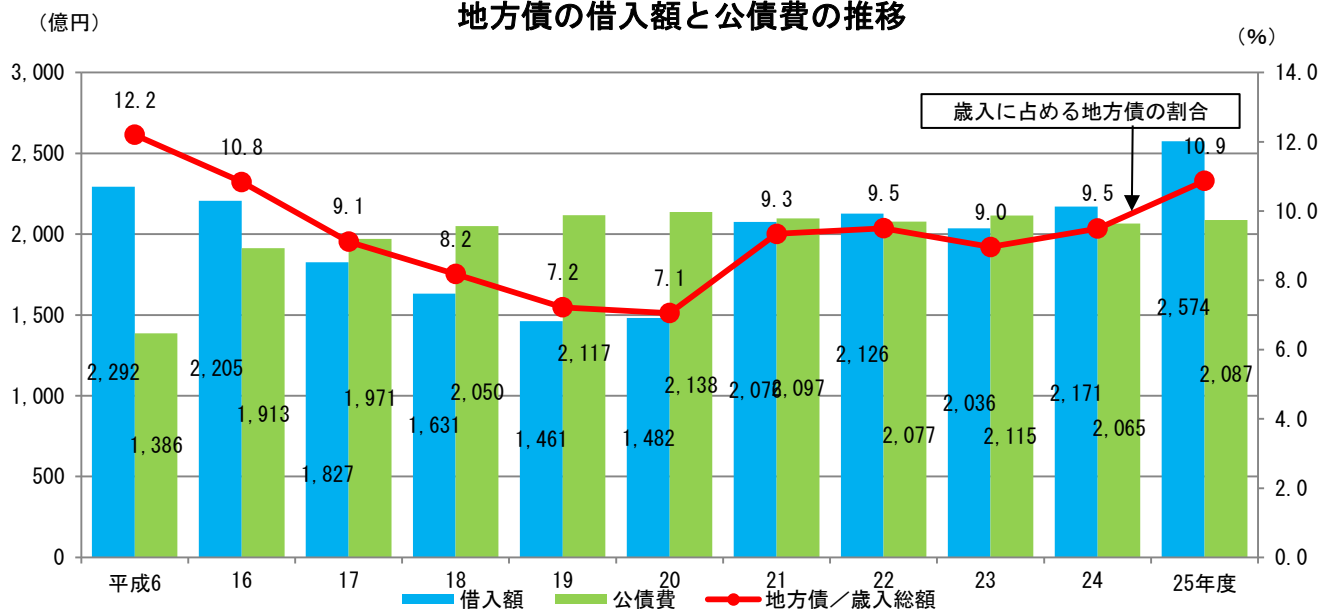
(1) 地方債現在高

地方債の平成25年度末現在高は、713.4億円増加し(+3.7%)し、1兆9,915.8億円となりました。なお、臨時財政対策債を除いた地方債残高は、72.1億円増加(+0.7%)し、1兆885.1億円となりました。

地方債現在高と標準財政規模に対する地方債現在高の割合の推移



地方債の借入額と公債費の推移



一用語解説一

標準財政規模

国庫補助金や地方債などの特定財源は各年度によりばらつきがあるため、これらを除いた、地方税や普通交付税など経常的に収入される一般財源の標準的な大きさを表すものです。

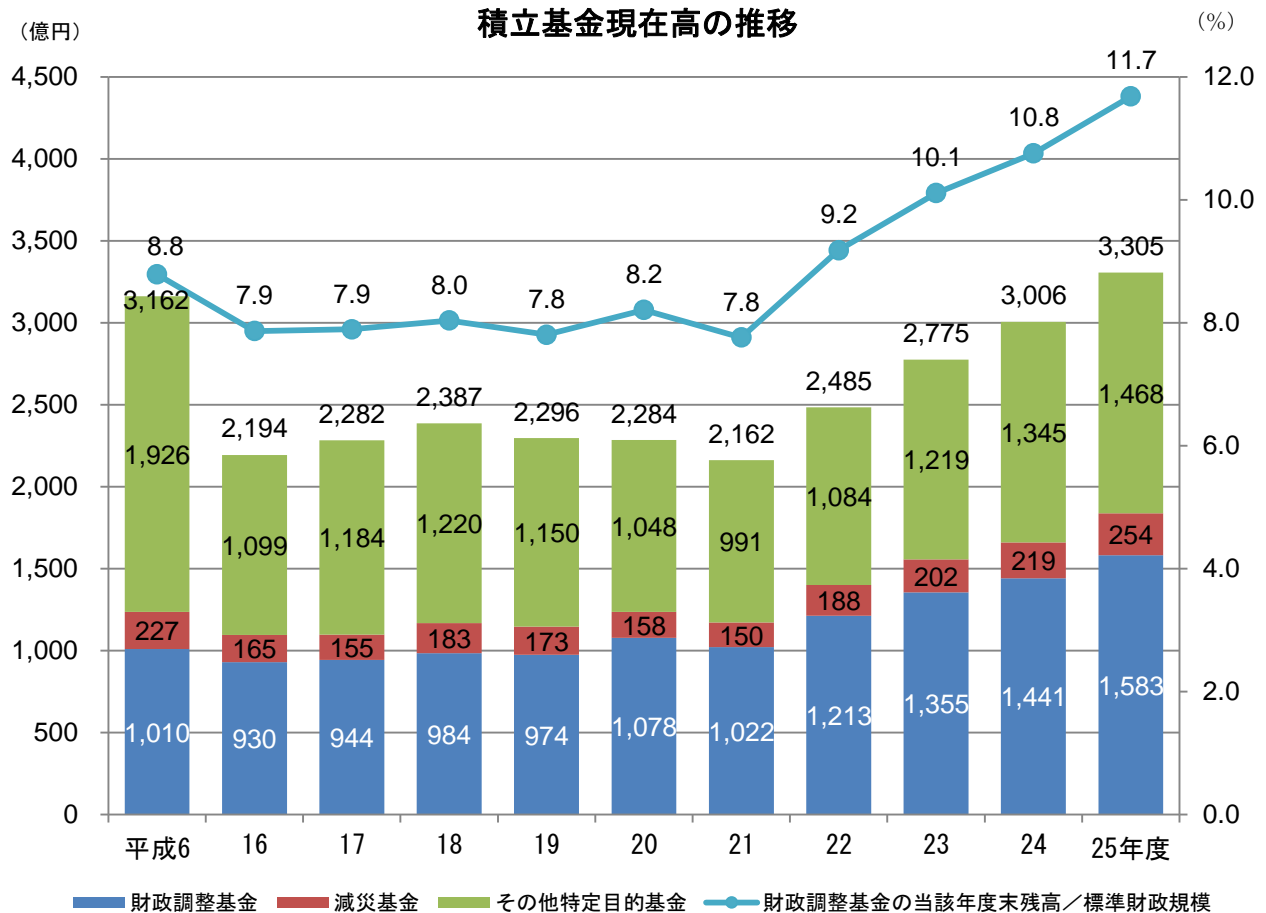
臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するために特例として発行される地方債で、地方交付税制度にて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を基本に、団体ごとの発行可能額が算定されます。

(2) 積立基金

平成25年度末の基金残高は、230.8億円増加(+8.3%)し、3,305.3億円となりました。

また、財政調整基金残高の標準的な1年間の収入に対する割合を表す財政調整基金比率は、11.7%と前年度から0.9ポイント上昇しています。



一用語解説一

財政調整基金

年度間の財源不足の不均衡を調整するために積み立てられる基金で、予期せぬ税収減や災害発生等の支出増加等への備えとなるものです。

減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金で、繰上償還を行うときなどに取り崩されま

特定目的基金

特定の目的（公共施設の整備、市民活動の推進、スポーツ振興など）のための財産の維持または資金の積立の性質を持つ基金です。この基金は、設置された目的のためでなければ処分することができません。

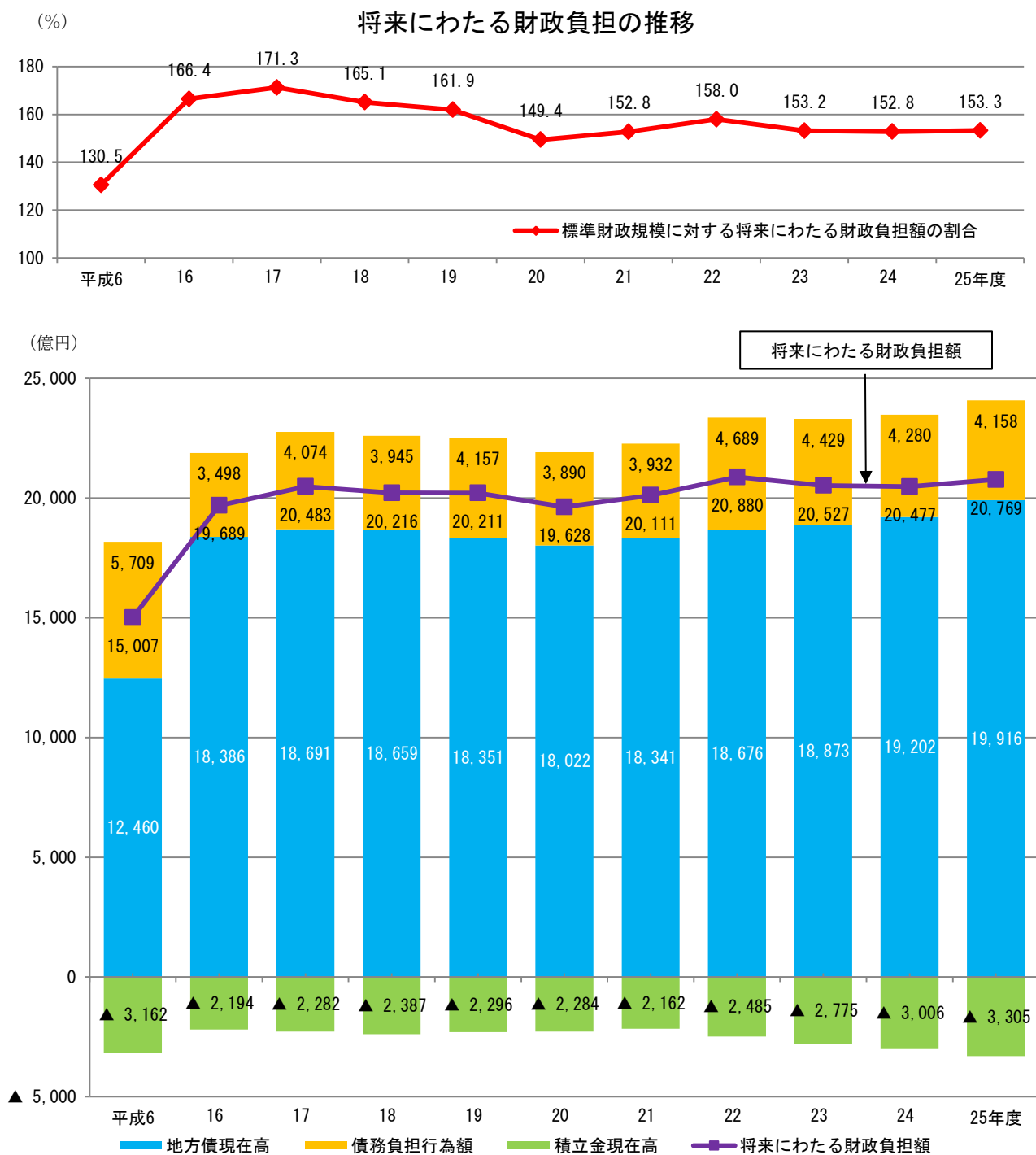
財政調整基金比率

財政調整基金残高の、標準的な1年間の収入である標準財政規模に対する割合を表すものです。

(3) 将来にわたる財政負担

平成25年度末における将来にわたる財政負担額(※)は、2兆769.0億円となり、前年度と比べて291.9億円減少(+0.5%)しましたが、依然として標準財政規模の約1.5倍もの負担をかかえており、今後も財政構造の硬直化が懸念されます。

※将来にわたる財政負担額＝地方債現在高＋債務負担行為額－積立金現在高



一用語解説一

債務負担行為

歳出予算の金額、継続費の総額または繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容を予算として定めておくもので、将来の支出を伴うものです。

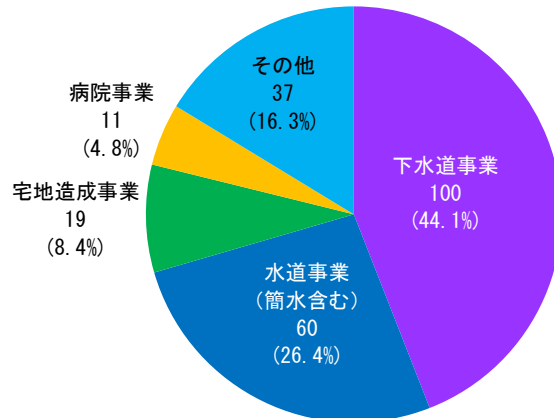
第2編 公営企業

1 地方公営企業の事業数

地方公営企業の事業数は、227事業となっています。

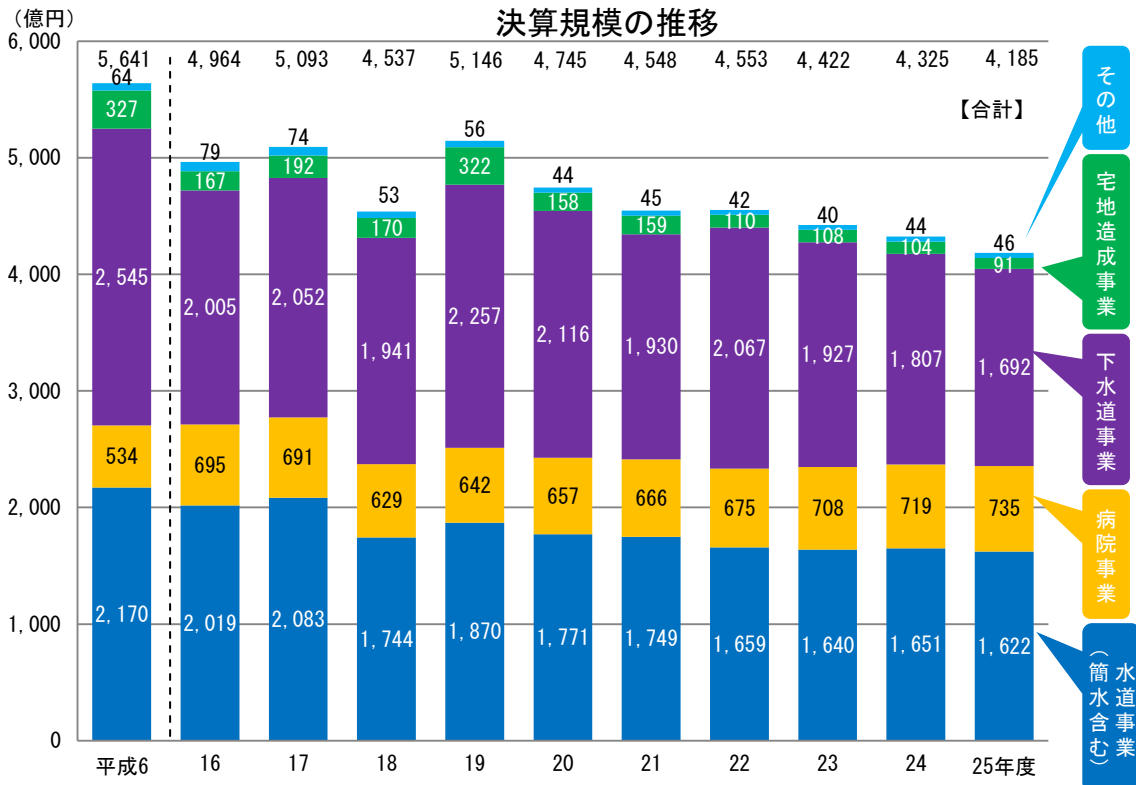
事業別においては、下水道事業が最も大きな割合を占めており、以下、水道事業、宅地造成事業の順となっています。

地方公営企業の事業数



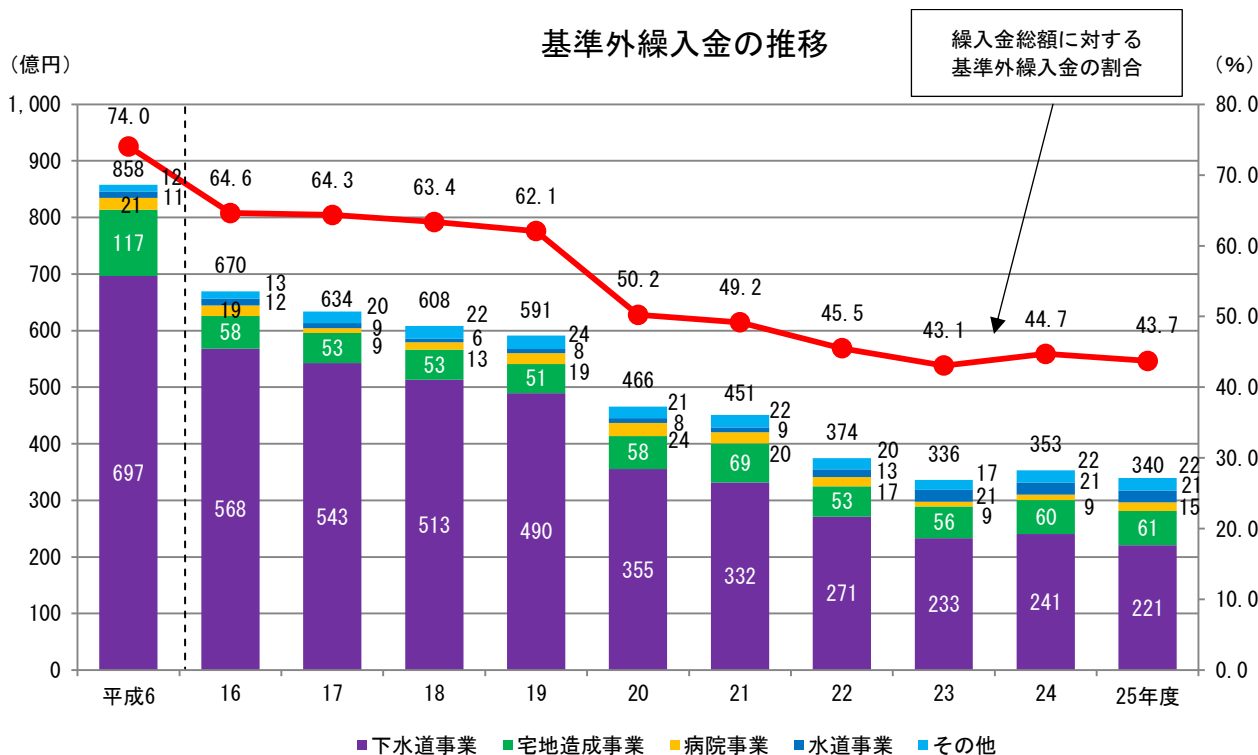
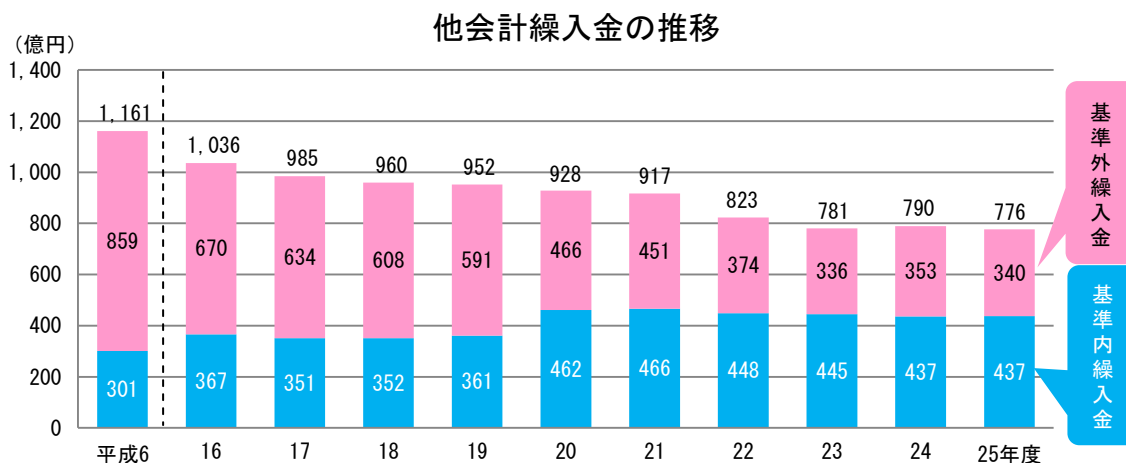
2 決算規模の推移

決算規模は、4,185億円で、事業別では、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、水道事業、病院事業、宅地造成事業の順となっています。



3 他会計繰入金の推移

他会計繰入金の総額は、776億円で、近年減少傾向にあります。基準内繰入金は、437億円で、基準外繰入金は、340億円となっています。



一用語解説一

他会計繰入金

一般会計等の他会計から負担、補助、出資等の方法により繰り入れられるものです。

基準内繰入金

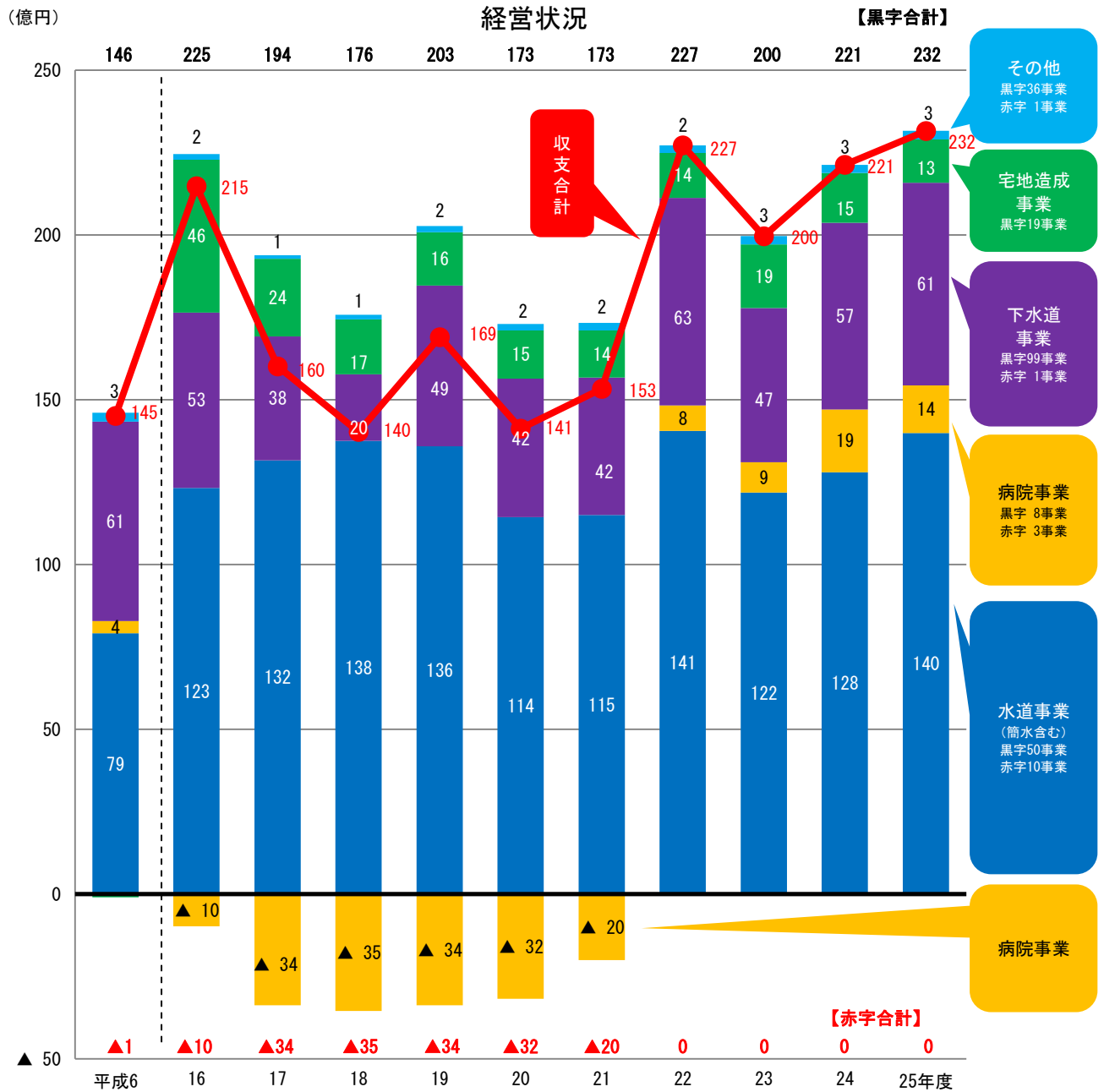
基準内繰入金は、受益者負担の原則になじまない経費に対し、総務省が定めた基準に基づいて繰り入れられるものです。具体的には、水道事業における消火栓設置経費や、下水道事業における雨水処理経費などがあります。

基準外繰入金

主に赤字補てんなどを目的として繰り入れられるものです。

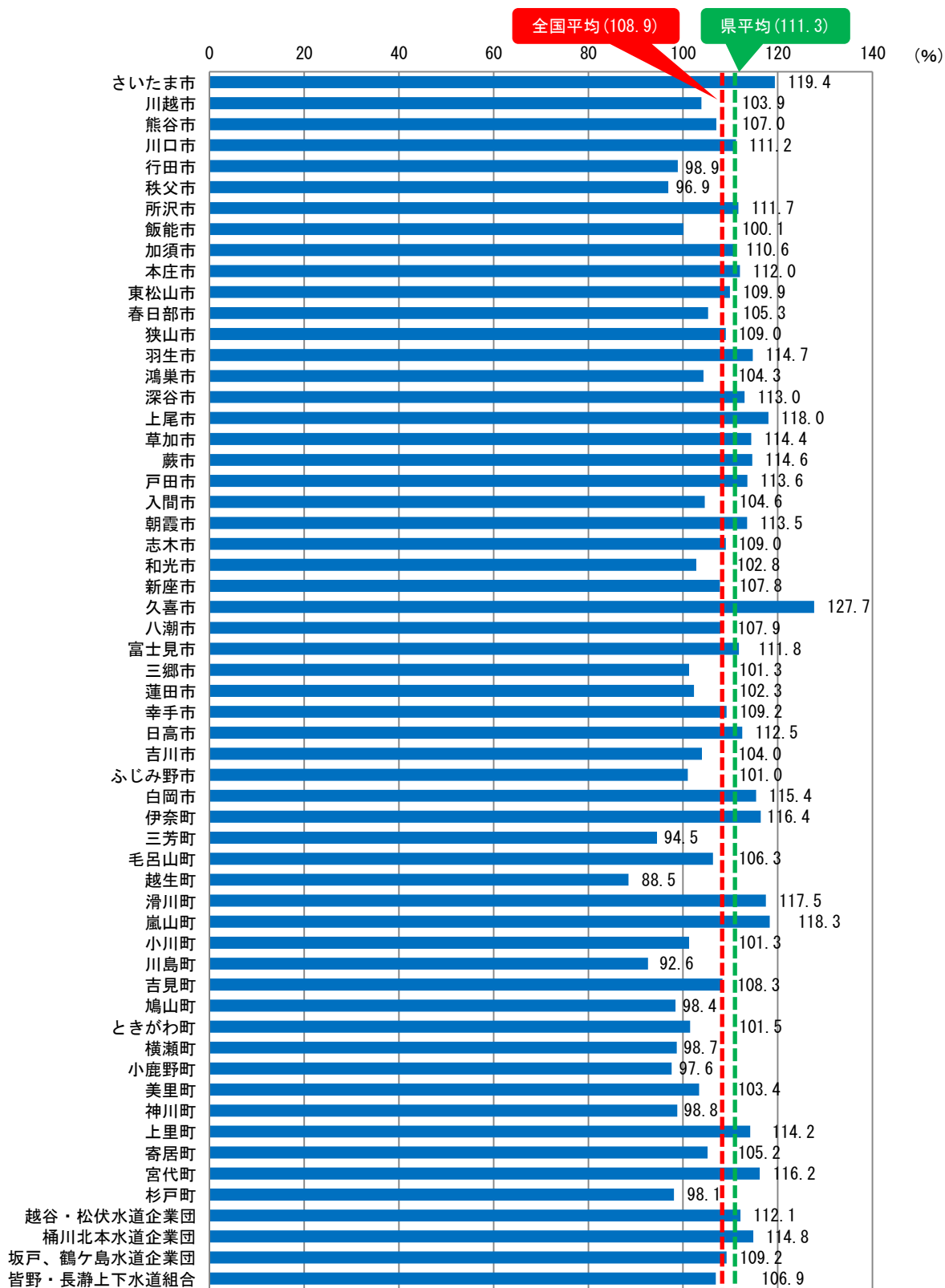
4 経営状況

経営状況は、全体としては232億円の黒字となっています。事業別にみると、水道事業、下水道事業及び宅地造成事業などは黒字で推移しています。また、病院事業は近年赤字が続いていましたが、平成22年度からは黒字に転じています。



5 主要事業の経営指標

(1) 経常収支比率【水道事業】



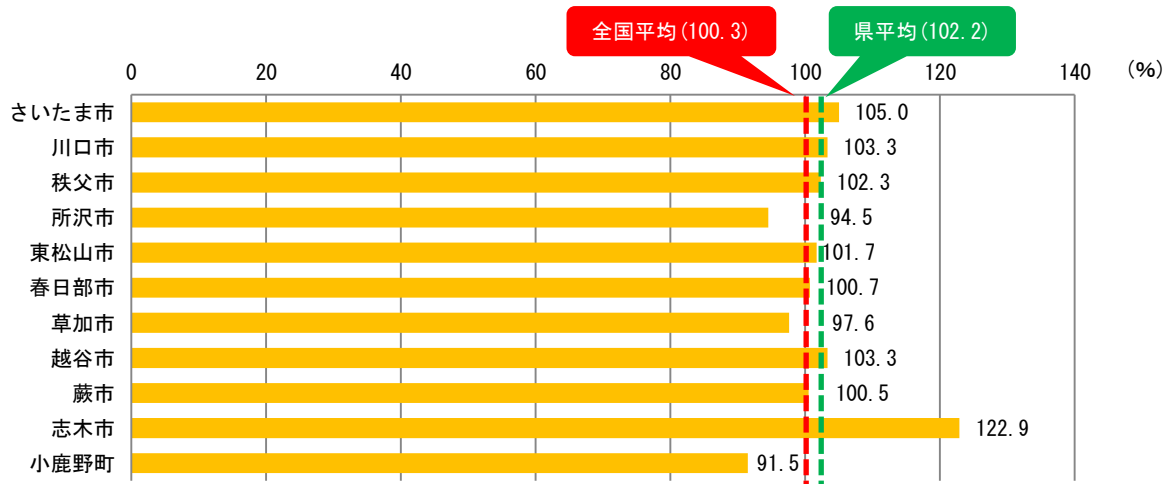
※ 全国平均は、平成 24 年度数値で、法適用簡易水道事業を含む

—用語解説—

経常収支比率

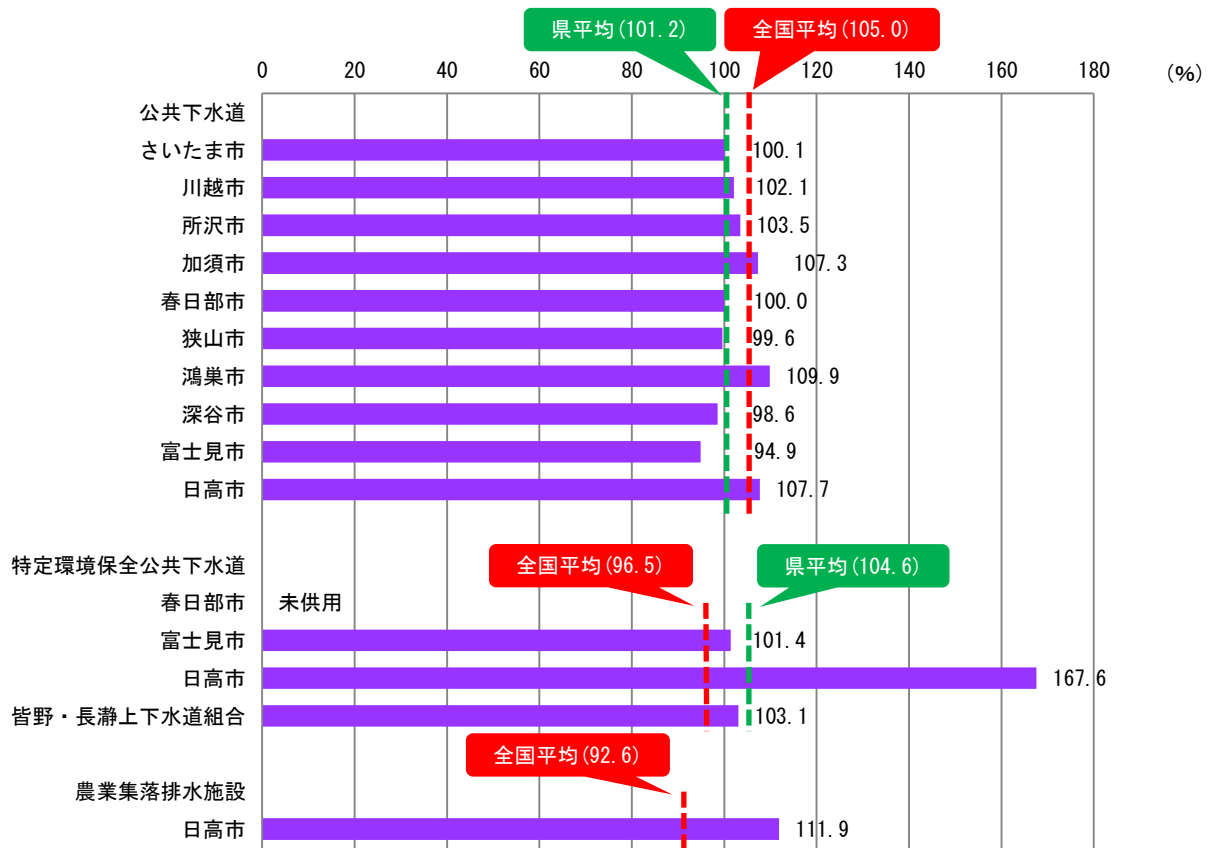
経常収支比率は経常費用に対する経常利益の割合を表すもので、この数値が 100%を超える場合は単年度黒字を、100%未満の場合は単年度赤字を表すこととなります。特別損益が除かれているため、企業の経常的な活動における収益性を表すものといえます。

(2) 経常収支比率【病院事業】



※ 全国平均は、平成 24 年度数値

(3) 経常収支比率【下水道事業（法適用）】



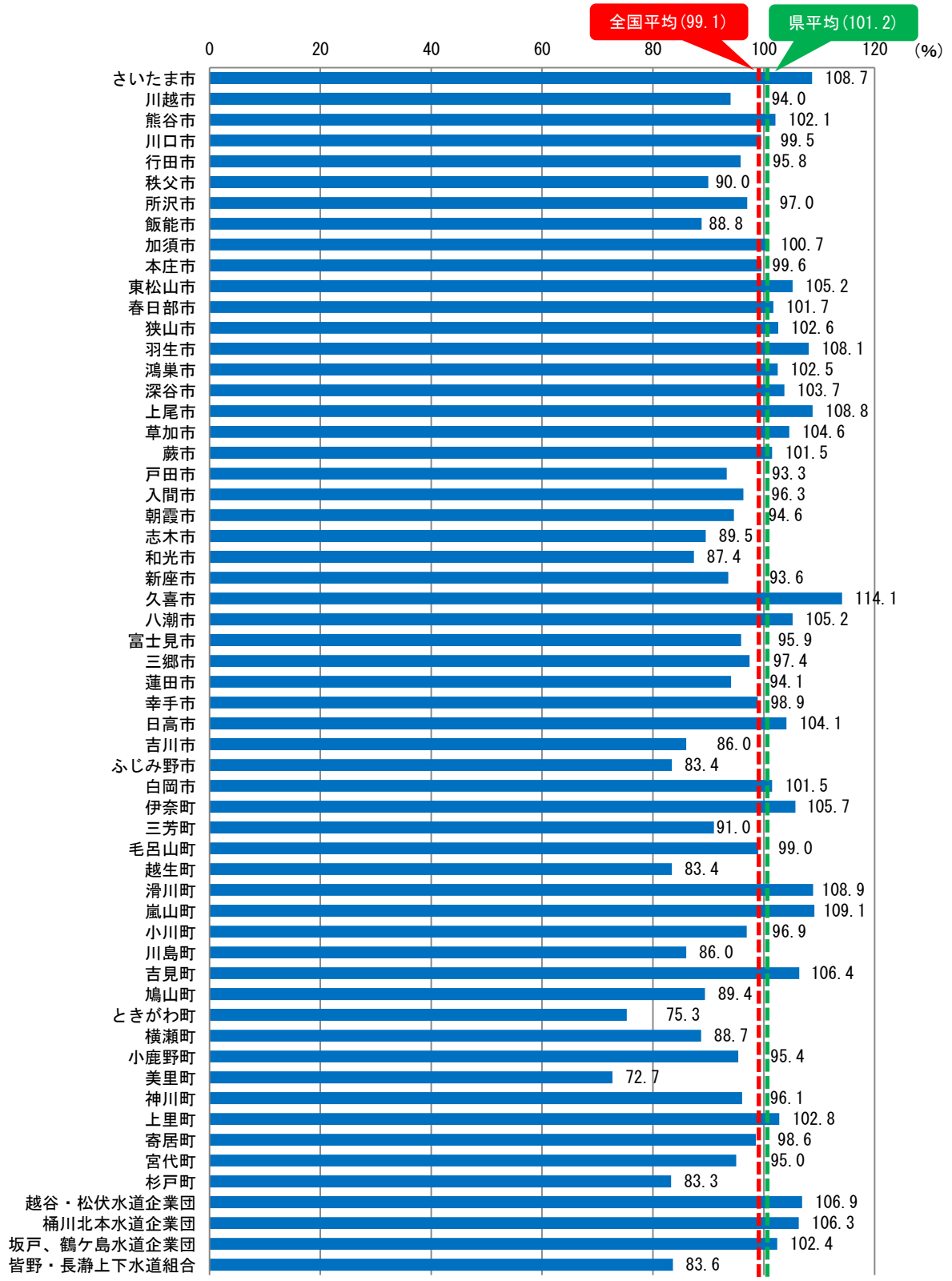
※ 全国平均は、平成 24 年度数値

一用語解説一

法適用事業・法非適用事業

法適用事業とは、地方公営企業法を適用し、企業会計（複式簿記）によって経理が行われている事業をいいます。
法非適用事業とは、同法を適用せず、官公庁会計（単式簿記）によって経理が行われている事業をいいます。

(4) 料金回収率【水道事業】



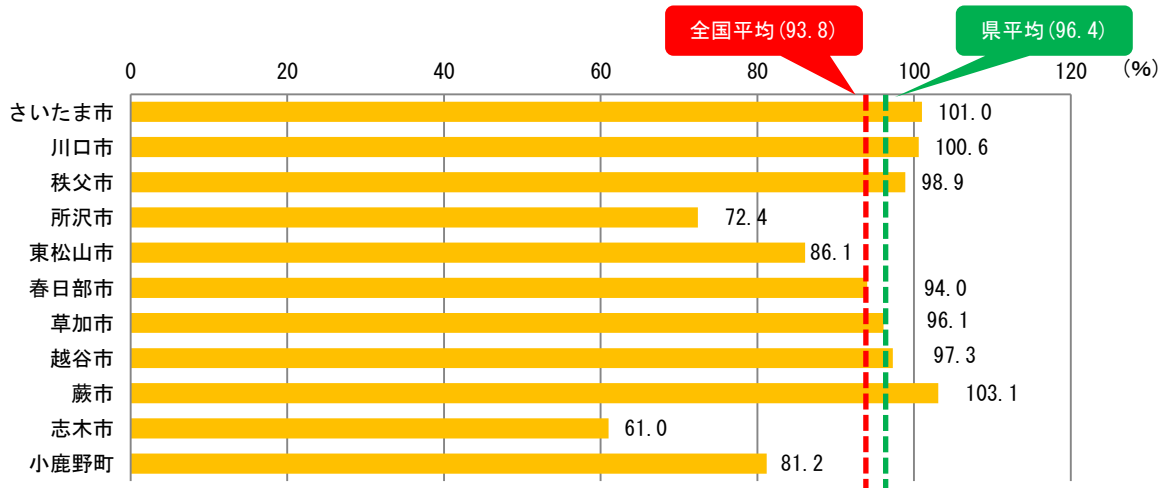
※ 全国平均は、平成 24 年度数値で、法適用簡易水道事業を含む

一用語解説一

料金・経費回収率、医業収支比率

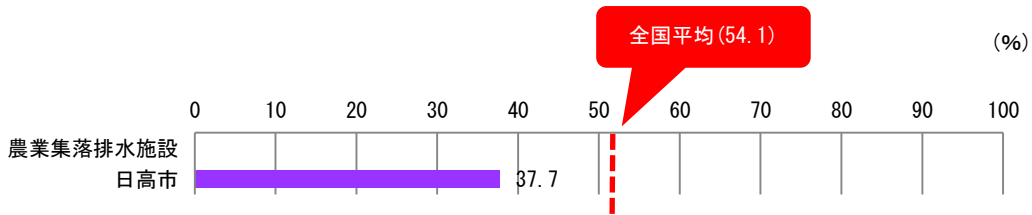
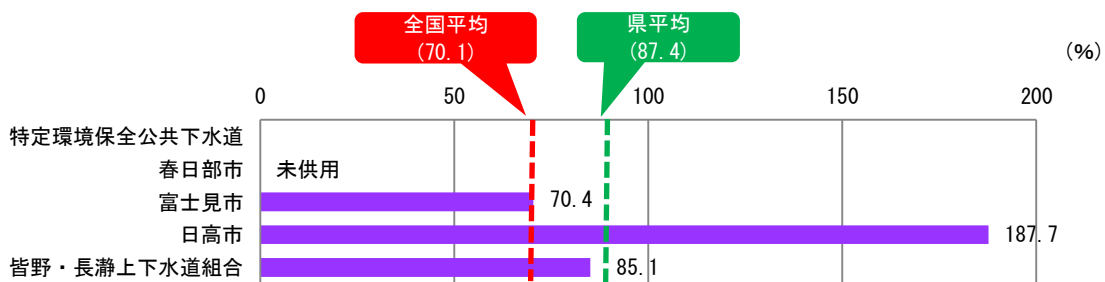
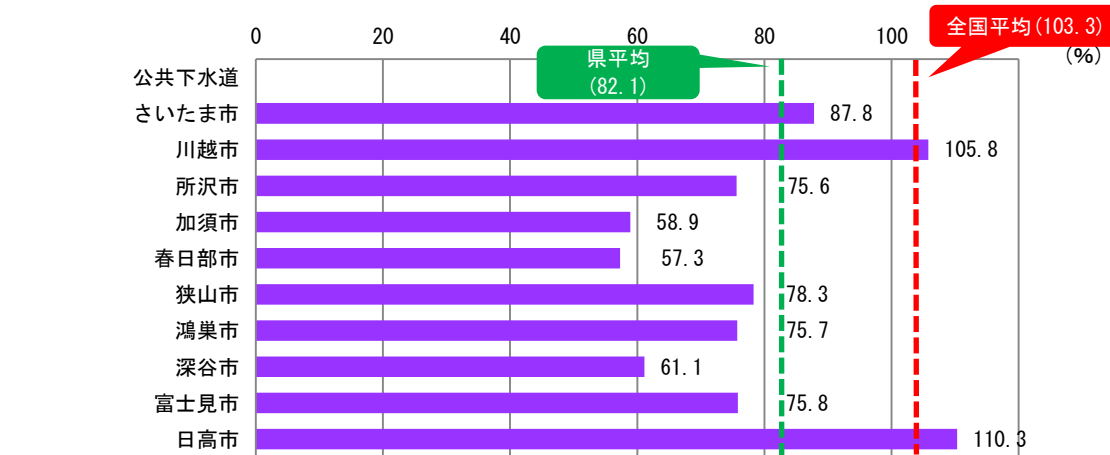
水道水の配水や医療業務、下水道の汚水処理など本来業務に要した経費を、料金・使用料、医業収入でどの程度まかなえているかを示した指標です。

(5) 医業収支比率【病院事業】



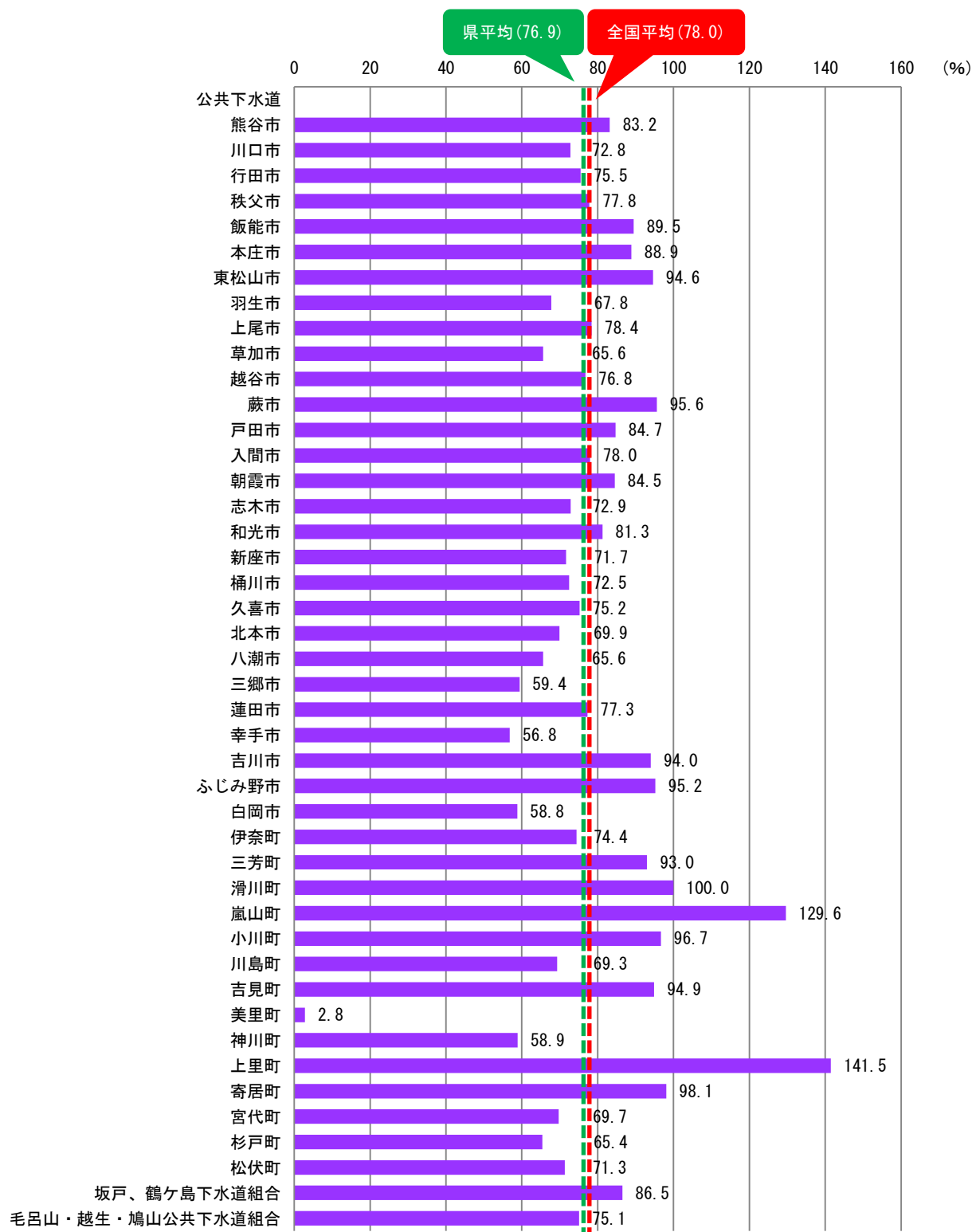
※ 全国平均は、平成 24 年度数値

(6) 経費回収率【下水道事業（法適用）】



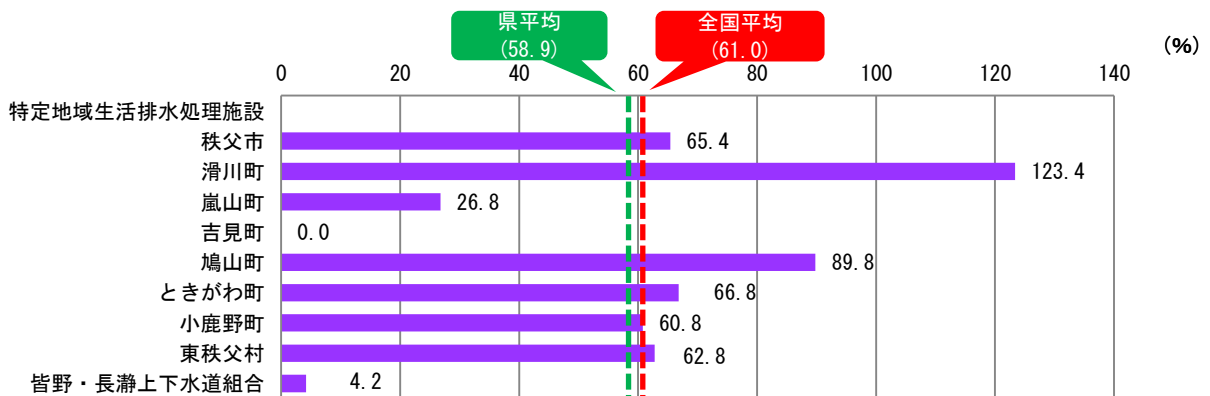
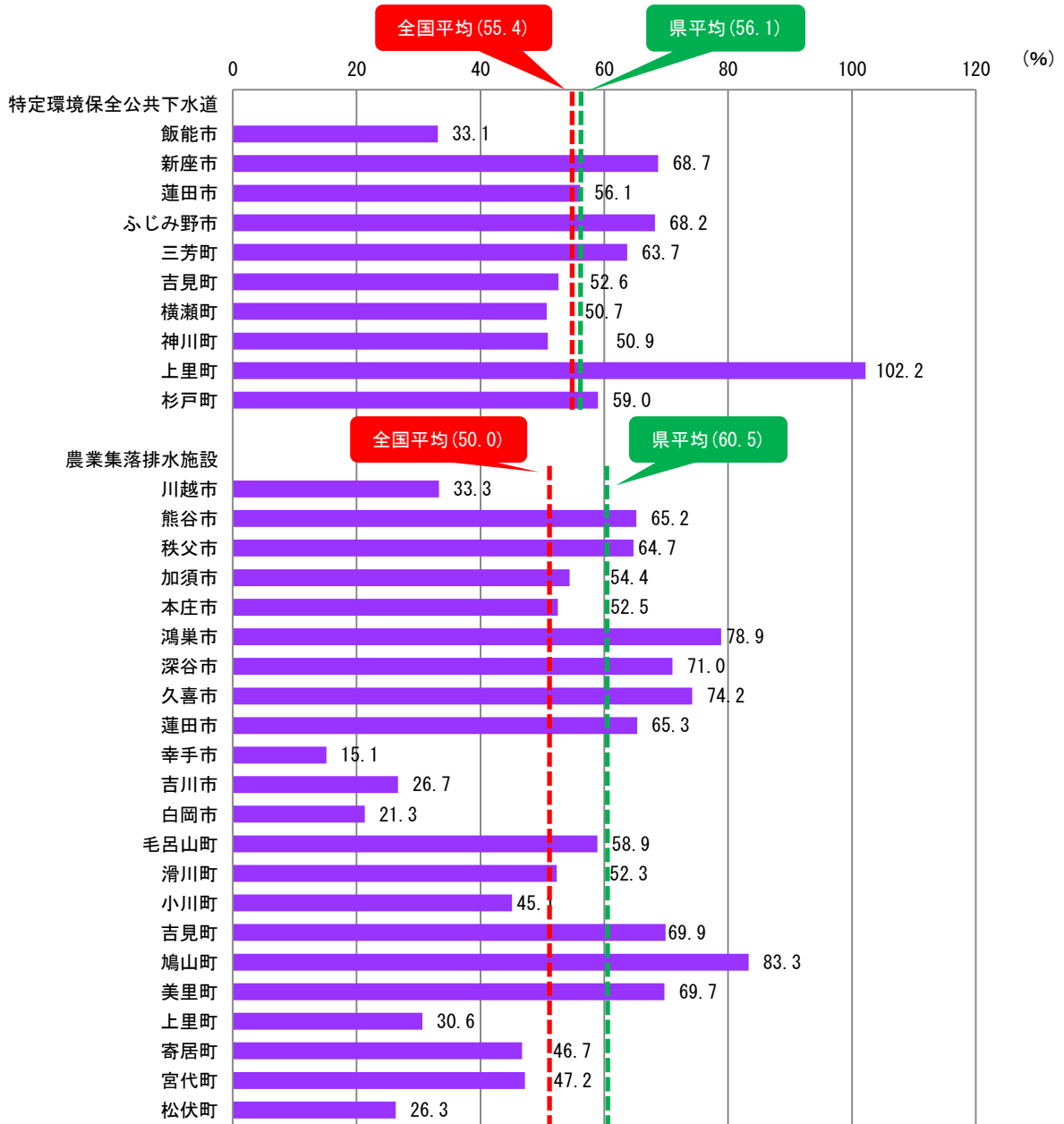
※ 全国平均は、平成 24 年度数値

(7) 経費回収率【下水道事業（公共下水道事業・法非適用）】



※ 全国平均は、平成 24 年度数値

(8) 経費回収率【下水道事業（その他・法非適用）】



※ 全国平均は、平成 24 年度数値



彩の国 埼玉県